坐右書

七

和書門

類 二五〇八八號

九六函 三架 七冊

内閣文庫

和書	類	二五〇八八號
		七冊
文庫	二五四函	一四架

内閣文庫

番號	和	25088
冊數	7 (	7)
函號	154	195

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

座右書类第七

目録

馬之事
馬名所
馬ノ礼
鞍
鞍覆
鐙
行縢
馬上沓
鞭
衝

国立公文書館
National Archives of Japan

手綱腹帯
面掛胸掛尻掛
力革
泥障
差縄尻綱手縄類
切付
馬具雑事 付柄立
皮類
已上

〇一 馬之事 射御持長記云馬引事水干をきたり馬の
口立て手綱をさいくりたちたし
前にむかひて右の足をすゑり志きさかりして足
をそろへてたるれたへ立るそりるの足をたの
その間八寸斗に立へし馬の面を顔目耳
かへし其後引よしてあるのうしろを肩に
うけちとあしうすへしさてかゝのあとへ引
よして馬のたをゆるうけて扱おしなほし足をそろ
へさせへし始のごとくするれたるまて面をゆるふか
ふへしかゝて脇に寄あり入ると位打ちたへ
おしまはしして入や
一
一 又云二足めの事引様之事分のやく

一 ひめるようけて喜ます〳〵さて入こ先秘事ハ
口傳ゟ心
一 又云三秋の末ゟ〳〵馬を口傳ゟ三秋ゟ七ツ例式口傳
〳〵さて三秋の二のるけ口傳ゟ栗(オサ)栄の秘事ゟ心者ゟし
三秋ゟ口むゟ秘ゟ事ゟを
ゟゟに云ゟハ西を西ゟ
一 又云橋の本ハ西ゟ末ゟ〳〵例式のゟ〳〵口傳ゟ
むゟ秘ゟ〳〵さて酒(欠文云古軒のたちなるとそ断ゟ
秋の末ゟて口傳ゟ心 者ゟ元の香ゟ)
一 又云軍陳ゟ〳〵ゟを口傳ゟ
式のゟ〳〵西ゟ
さて口傳ゟ〳〵ゟ

西ゟ口傳ゟ〳〵ゟ
口傳ゟ心ハ平生ゟ時
不苦ゟ心 二足めのとゟ〳〵むゟ
非入ゟ〳〵ゟを
せめゟ大ゟけが
一 又云鞍ゟ
ゟめゟ〳〵口傳ゟ
ゟ馬のゟ〳〵ゟ
一 又云ゟを〳〵ゟ
ゟ尾總ゟ
ゟゟ八ゟ
ゟ尾總ゟ
一

返く 許多く 常よ あるく
事よ とる紀なく

一 又云 非の四事なく 非ず 馬に乗すまじと
ゆゑ 主の位なんどなくて 乗ずる事 不叶の者
斗をてなる 秘事 ゝ

一 射御拾遺扶云 馬上三の事 二の
事 お射ざる人の お紙いふ也
ず ゝ (キヽ)

一 当家 記云 こがめ 乗るといふ こがめ とは 亀の
甲 ゆるぐ 物を 乗ると 云ふ 故に 名付 ゆるぐ
事 なき 物を 乗ると 云ふ 馬 也 神 この 名
義 に 違ふ をもて 神 に 祈られ もや 神 に 祈 如 来

一 又云 非ず 馬 をこそ 乗すまじ 非ず 人 を
ば 乗すまじ 非ず 人 を 乗すまじ 非ず 人 の
ほ 乗ずる 事 なし 四方 志ろ しめす と
云ふ に 依て 也 ゝ 書く 書く 書く
ゝ ゝ 非馬 をこそ 乗すまじ 非ず 人 を
ば 乗すまじ 非ず 人 を 乗すまじ 非ず 人 の
ほ 乗ずる 事 なし 四方 志ろ しめす と
云ふ に 依て 也 ゝ 書く 書く 書く

一 又云 るの 事 ゝ 非ず 人 を ば 乗すまじ
ゝ ゝ

一 又云 老 撃 を ハ (非ずんバ 三ノ カニノ 八) 乗すまじ と も 三撃 とも 四紀 こそ なく
ゝ ゝ

一 又云 軍陣 のる の 尾 は 尻 袋 を 入 ゆめ ゝ あ ゝ
ま ゝ

一 又云 乗 尾 の かど を とる を ば うん を とる と 申 ゝ 若
ま ゝ ざる よ ゝ

一 又云馬のうしろ尾をはさみといふ事ハはしる時尾を川にて内股をはさみ馬の事也

一 又云馬の尾筋をとりてと云事ハ馬の尾の多れとに足のあたりかゝるをよれ毛ゆゑ柳毛を挟みせてからめつる時馬のうしろをすゝみ申す時尾をとしすりあふがさらりとするやうにあるときこへよきとも示め毛をとも不めつる事也

一 又云馬の尾なるを下といふ事ハこれも馬にはせる事也馬の多く見る尾の上下へ振り行がり波のようなる振なると申事也

一 又云馬の皆うけたるが足のやふれたるをも前へ動きがあるをもとも得へし

一 又云本（ホン）馬（穴）といふ事ハ馬丸の事也これをまんなともありてのか縁と申也まゆの縁と郷ふ之うしひと子ハまんともことくもよめともかくれにしく人のいひなふしたる不志かしなける事也

一 又云かけ是丸（充）是丸ハ紅葉などのさうりにもちをさゝずんばかれもかハりしあるをあいてそ花に紅葉散りてハその氣注るひこ（貞丈云これハ庭の毛の由云也 此木の筋名 庭ノリの事あり）

一 又云馬丸馬ハあかりて馬とハ丸の方に右の方をハうしのこの縁をも又しらましとも申也

一 言たゞ書云うしの馬と云事ハ（大道物也）犬を限て云也金丸事またいたぬる事也是越事ハよれ事なりと云也

一 扇諺云川当ハ陣まてハ大将と諸人同する説あり

一又云弓杖はきて馬よりおる紙衣を弦をるのかりけ
ものさてたのまるゝ若狭の角馬の左の足形よりはをとみ
多保まて云添てあやまて
一又云多ゝぬるをあへして引叶をありびとを
引ゝゝ
一又云馬よりおちとそ
一又云よき赤毛ゝ短三寸三高三角也三長ト
長トハばゞよりうらハぐ小・股・首三短
とハからび・ゝ小・二のそぐのいちのもとのふしのあひ
毛三三寸とハゝびゝ・ひゝ・ゝ股これゝ三
角とゝハそぐのふしのえぐのふし三高とハ三寸の厚三成・毛の厚のあひだこれ三ありし足

たゝんハよき馬三但かの口よ
一ゝ古文書別記云ゝを引事を記たてゝ置向
ひてもさゝうしてゝ足をへゝきてるのむまを
てたちを前よりけて後川まてゝおつさ馬とそせ
て後川まてゝるのたとうさせてゝ拔又ゝのことく
まてゝ又ゝゝ馬ひ足をおさゝろへませ又たゝへ
動ゝれてゝおゝ足ゝてゝゝ
一ゝ馬秘説云馬とせもゝとゝ
ものとバすのゝとゝ
一又云此本と云とよゝ記ゝ
ゝてゝ

一又云うけ毛とハ毛ふ毛うくる
一又云馬のあせの事一あせとハ尾のかミ二あせとを
むなかいにあせとハ西洋のかい
一又云馬の左とおゐとを云左を右ゑと云
一又云るをハらんだすと云ひきだすとハあしき詞
一又云馬を駒とハ四歳迄の事〳〵五歳ゟ馬
とハ中〳〵申ゟ

一又云馬の寸の事一芥馬ハ八尺ゟ 負文云馬ノ大ノ又ハ一寸四六ヲ尺ト云ナリ
ゟ九尺ゟ迄 負文云四尺一寸ゟ 又二寸三寸ゟ
六キ(ムク) 七キなと〳〵ゟ尾を一寸ゟ後ハ八寸ゟ迄と又ハ九寸ゟ
ゟ迄寸のつまきとゟ毛をのそいたるとを
なり

一又云馬ハ四キ五キ(イツ)ゟ

一又云馬ハ五ツ(イツ)ゟ

一又云馬ハ六ツ(ムツ)ゟ

一又云馬ハ七ツ(ナヽツ)ゟ

一又云馬ハ八ツ(ヤツ)ゟ

一又云馬ハ九ツ(ココノツ)ゟ

一又云馬ハ十ゟ

一又云馬ハ十一ゟ

一又云馬ハ十二ゟ

一又云馬ハ十三ゟ

一又云馬ハ十四ゟ

一又云馬ハ十五ゟ

一又云馬ハ十六ゟ

一又云馬ハ十七ゟ

一又云馬ハ十八ゟ

一又云馬ハ十九ゟ

一又云馬ハ二十ゟ

一又云馬ハ二十一ゟ

一又云馬ハ二十二ゟ

一又云馬ハ二十三ゟ

一又云馬ハ二十四ゟ

一又云馬ハ二十五ゟ

一又云馬ハ二十六ゟ

一又云馬ハ二十七ゟ

一又云馬ハ二十八ゟ

一又云馬ハ二十九ゟ

一又云馬ハ三十ゟ

一又云馬ハ三十一ゟ

一又云馬ハ三十二ゟ

一又云馬ハ三十三ゟ

一又云馬ハ三十四ゟ

一又云馬ハ三十五ゟ

一又云馬ハ三十六ゟ

一又云馬ハ三十七ゟ

一又云馬ハ三十八ゟ

一又云馬ハ三十九ゟ

一又云馬ハ四十ゟ

一又云馬ハ四十一ゟ

一又云馬ハ四十二ゟ

一又云馬ハ四十三ゟ

一又云馬ハ四十四ゟ

一又云馬ハ四十五ゟ

一又云馬ハ四十六ゟ

一又云馬ハ四十七ゟ

一又云馬ハ四十八ゟ

一又云馬ハ四十九ゟ

一又云馬ハ五十ゟ

一又云馬ハ五十一ゟ

一又云馬ハ五十二ゟ

一又云馬ハ五十三ゟ

一又云馬ハ五十四ゟ

一又云馬ハ五十五ゟ

一又云馬ハ五十六ゟ

一又云馬ハ五十七ゟ

一又云馬ハ五十八ゟ

一又云馬ハ五十九ゟ

一又云馬ハ六十ゟ

一又云馬ハ六十一ゟ

一又云馬ハ六十二ゟ

一又云馬ハ六十三ゟ

一又云馬ハ六十四ゟ

一又云馬ハ六十五ゟ

一又云馬ハ六十六ゟ

一又云馬ハ六十七ゟ

一又云馬ハ六十八ゟ

一又云馬ハ六十九ゟ

一又云馬ハ七十ゟ

一又云馬ハ七十一ゟ

一又云馬ハ七十二ゟ

一又云馬ハ七十三ゟ

一又云馬ハ七十四ゟ

一又云馬ハ七十五ゟ

一又云馬ハ七十六ゟ

一又云馬ハ七十七ゟ

一又云馬ハ七十八ゟ

一又云馬ハ七十九ゟ

一又云馬ハ八十ゟ

一又云馬ハ八十一ゟ

一又云馬ハ八十二ゟ

一又云馬ハ八十三ゟ

一又云馬ハ八十四ゟ

一又云馬ハ八十五ゟ

一又云馬ハ八十六ゟ

一又云馬ハ八十七ゟ

一又云馬ハ八十八ゟ

一又云馬ハ八十九ゟ

一又云馬ハ九十ゟ

一又云馬ハ九十一ゟ

一又云馬ハ九十二ゟ

一又云馬ハ九十三ゟ

一又云馬ハ九十四ゟ

一又云馬ハ九十五ゟ

一又云馬ハ九十六ゟ

一又云馬ハ九十七ゟ

一又云馬ハ九十八ゟ

一又云馬ハ九十九ゟ

一又云馬ハ百ゟ

一又云馬ハ百一ゟ

一又云馬ハ百二ゟ

一又云馬ハ百三ゟ

一又云馬ハ百四ゟ

一又云馬ハ百五ゟ

一又云馬ハ百六ゟ

一又云馬ハ百七ゟ

一又云馬ハ百八ゟ

一又云馬ハ百九ゟ

一又云馬ハ百十ゟ

一又云馬ハ百十一ゟ

一又云馬ハ百十二ゟ

一又云馬ハ百十三ゟ

一又云馬ハ百十四ゟ

一又云馬ハ百十五ゟ

一又云馬ハ百十六ゟ

一又云馬ハ百十七ゟ

一又云馬ハ百十八ゟ

一又云馬ハ百十九ゟ

一又云馬ハ百二十ゟ

一又云馬ハ百二十一ゟ

一又云馬ハ百二十二ゟ

一又云馬ハ百二十三ゟ

一又云馬ハ百二十四ゟ

一又云馬ハ百二十五ゟ

一又云馬ハ百二十六ゟ

一又云馬ハ百二十七ゟ

一又云馬ハ百二十八ゟ

一又云馬ハ百二十九ゟ

一又云馬ハ百三十ゟ

一又云馬ハ百三十一ゟ

一又云馬ハ百三十二ゟ

一又云馬ハ百三十三ゟ

一又云馬ハ百三十四ゟ

一又云馬ハ百三十五ゟ

一又云馬ハ百三十六ゟ

一又云馬ハ百三十七ゟ

一又云馬ハ百三十八ゟ

一又云馬ハ百三十九ゟ

一又云馬ハ百四十ゟ

一又云馬ハ百四十一ゟ

一又云馬ハ百四十二ゟ

一又云馬ハ百四十三ゟ

一又云馬ハ百四十四ゟ

一又云馬ハ百四十五ゟ

一又云馬ハ百四十六ゟ

一又云馬ハ百四十七ゟ

一又云馬ハ百四十八ゟ

一又云馬ハ百四十九ゟ

一又云馬ハ百五十ゟ

一又云馬ハ百五十一ゟ

一又云馬ハ百五十二ゟ

一又云馬ハ百五十三ゟ

一又云馬ハ百五十四ゟ

一又云馬ハ百五十五ゟ

一又云馬ハ百五十六ゟ

一又云馬ハ百五十七ゟ

一又云馬ハ百五十八ゟ

一又云馬ハ百五十九ゟ

一又云馬ハ百六十ゟ

一又云馬ハ百六十一ゟ

一又云馬ハ百六十二ゟ

一又云馬ハ百六十三ゟ

一又云馬ハ百六十四ゟ

一又云馬ハ百六十五ゟ

一又云馬ハ百六十六ゟ

一又云馬ハ百六十七ゟ

一又云馬ハ百六十八ゟ

一又云馬ハ百六十九ゟ

一又云馬ハ百七十ゟ

一又云馬ハ百七十一ゟ

一又云馬ハ百七十二ゟ

一又云馬ハ百七十三ゟ

一又云馬ハ百七十四ゟ

一又云馬ハ百七十五ゟ

一又云馬ハ百七十六ゟ

一又云馬ハ百七十七ゟ

一又云馬ハ百七十八ゟ

一又云馬ハ百七十九ゟ

一又云馬ハ百八十ゟ

一又云馬ハ百八十一ゟ

一又云馬ハ百八十二ゟ

一又云馬ハ百八十三ゟ

一又云馬ハ百八十四ゟ

一又云馬ハ百八十五ゟ

一又云馬ハ百八十六ゟ

一又云馬ハ百八十七ゟ

一又云馬ハ百八十八ゟ

一又云馬ハ百八十九ゟ

一又云馬ハ百九十ゟ

一又云馬ハ百九十一ゟ

一又云馬ハ百九十二ゟ

一又云馬ハ百九十三ゟ

一又云馬ハ百九十四ゟ

一又云馬ハ百九十五ゟ

一又云馬ハ百九十六ゟ

一又云馬ハ百九十七ゟ

一又云馬ハ百九十八ゟ

一又云馬ハ百九十九ゟ

一又云馬ハ二百ゟ

一又云馬ハ二百一ゟ

一又云馬ハ二百二ゟ

一又云馬ハ二百三ゟ

一又云馬ハ二百四ゟ

一又云馬ハ二百五ゟ

一又云馬ハ二百六ゟ

一又云馬ハ二百七ゟ

一又云馬ハ二百八ゟ

一又云馬ハ二百九ゟ

一又云馬ハ二百十ゟ

一又云馬ハ二百十一ゟ

一又云馬ハ二百十二ゟ

一又云馬ハ二百十三ゟ

一又云馬ハ二百十四ゟ

一又云馬ハ二百十五ゟ

一又云馬ハ二百十六ゟ

一又云馬ハ二百十七ゟ

一又云馬ハ二百十八ゟ

一又云馬ハ二百十九ゟ

一又云馬ハ二百二十ゟ

一又云馬ハ二百二十一ゟ

一又云馬ハ二百二十二ゟ

一又云馬ハ二百二十三ゟ

一又云馬ハ二百二十四ゟ

一又云馬ハ二百二十五ゟ

一又云馬ハ二百二十六ゟ

一又云馬ハ二百二十七ゟ

一又云馬ハ二百二十八ゟ

一又云馬ハ二百二十九ゟ

一又云馬ハ二百三十ゟ

一又云馬ハ二百三十一ゟ

一又云馬ハ二百三十二ゟ

一又云馬ハ二百三十三ゟ

一又云馬ハ二百三十四ゟ

一又云馬ハ二百三十五ゟ

一又云馬ハ二百三十六ゟ

一又云馬ハ二百三十七ゟ

一又云馬ハ二百三十八ゟ

一又云馬ハ二百三十九ゟ

一又云馬ハ二百四十ゟ

一又云馬ハ二百四十一ゟ

一又云馬ハ二百四十二ゟ

一又云馬ハ二百四十三ゟ

一又云馬ハ二百四十四ゟ

一又云馬ハ二百四十五ゟ

一又云馬ハ二百四十六ゟ

一又云馬ハ二百四十七ゟ

一又云馬ハ二百四十八ゟ

一又云馬ハ二百四十九ゟ

一又云馬ハ二百五十ゟ

一又云馬ハ二百五十一ゟ

一又云馬ハ二百五十二ゟ

一又云馬ハ二百五十三ゟ

一又云馬ハ二百五十四ゟ

一又云馬ハ二百五十五ゟ

一又云馬ハ二百五十六ゟ

一又云馬ハ二百五十七ゟ

一又云馬ハ二百五十八ゟ

一又云馬ハ二百五十九ゟ

一又云馬ハ二百六十ゟ

一又云馬ハ二百六十一ゟ

一又云馬ハ二百六十二ゟ

一又云馬ハ二百六十三ゟ

一又云馬ハ二百六十四ゟ

一又云馬ハ二百六十五ゟ

一又云馬ハ二百六十六ゟ

一又云馬ハ二百六十七ゟ

一又云馬ハ二百六十八ゟ

一又云馬ハ二百六十九ゟ

一又云馬ハ二百七十ゟ

一又云馬ハ二百七十一ゟ

一又云馬ハ二百七十二ゟ

一又云馬ハ二百七十三ゟ

一又云馬ハ二百七十四ゟ

一又云馬ハ二百七十五ゟ

一又云馬ハ二百七十六ゟ

一又云馬ハ二百七十七ゟ

一又云馬ハ二百七十八ゟ

一又云馬ハ二百七十九ゟ

一又云馬ハ二百八十ゟ

一又云馬ハ二百八十一ゟ

一又云馬ハ二百八十二ゟ

一又云馬ハ二百八十三ゟ

一又云馬ハ二百八十四ゟ

一又云馬ハ二百八十五ゟ

一又云馬ハ二百八十六ゟ

一又云馬ハ二百八十七ゟ

一又云馬ハ二百八十八ゟ

一又云馬ハ二百八十九ゟ

一又云馬ハ二百九十ゟ

一又云馬ハ二百九十一ゟ

一又云馬ハ二百九十二ゟ

一又云馬ハ二百九十三ゟ

一又云馬ハ二百九十四ゟ

一又云馬ハ二百九十五ゟ

一又云馬ハ二百九十六ゟ

一又云馬ハ二百九十七ゟ

一又云馬ハ二百九十八ゟ

一又云馬ハ二百九十九ゟ

一又云馬ハ三百ゟ

一又云馬ハ三百一ゟ

一又云馬ハ三百二ゟ

一又云馬ハ三百三ゟ

一又云馬ハ三百四ゟ

一又云馬ハ三百五ゟ

一又云馬ハ三百六ゟ

一又云馬ハ三百七ゟ

一又云馬ハ三百八ゟ

一又云馬ハ三百九ゟ

一又云馬ハ三百十ゟ

一又云馬ハ三百十一ゟ

一又云馬ハ三百十二ゟ

一又云馬ハ三百十三ゟ

一又云馬ハ三百十四ゟ

一又云馬ハ三百十五ゟ

一又云馬ハ三百十六ゟ

一又云馬ハ三百十七ゟ

一又云馬ハ三百十八ゟ

一又云馬ハ三百十九ゟ

一又云馬ハ三百二十ゟ

一又云馬ハ三百二十一ゟ

一又云馬ハ三百二十二ゟ

一又云馬ハ三百二十三ゟ

一又云馬ハ三百二十四ゟ

一又云馬ハ三百二十五ゟ

一又云馬ハ三百二十六ゟ

一又云馬ハ三百二十七ゟ

一又云馬ハ三百二十八ゟ

一又云馬ハ三百二十九ゟ

一又云馬ハ三百三十ゟ

一又云馬ハ三百三十一ゟ

一又云馬ハ三百三十二ゟ

一又云馬ハ三百三十三ゟ

一又云馬ハ三百三十四ゟ

一又云馬ハ三百三十五ゟ

一又云馬ハ三百三十六ゟ

一又云馬ハ三百三十七ゟ

一又云馬ハ三百三十八ゟ

一又云馬ハ三百三十九ゟ

一又云馬ハ三百四十ゟ

一又云馬ハ三百四十一ゟ

一又云馬ハ三百四十二ゟ

一又云馬ハ三百四十三ゟ

一又云馬ハ三百四十四ゟ

一又云馬ハ三百四十五ゟ

一又云馬ハ三百四十六ゟ

一又云馬ハ三百四十七ゟ

一又云馬ハ三百四十八ゟ

一又云馬ハ三百四十九ゟ

一又云馬ハ三百五十ゟ

一又云馬ハ三百五十一ゟ

一又云馬ハ三百五十二ゟ

一又云馬ハ三百五十三ゟ

一又云馬ハ三百五十四ゟ

一又云馬ハ三百五十五ゟ

一又云馬ハ三百五十六ゟ

一又云馬ハ三百五十七ゟ

一又云馬ハ三百五十八ゟ

一又云馬ハ三百五十九ゟ

一又云馬ハ三百六十ゟ

一又云馬ハ三百六十一ゟ

一又云馬ハ三百六十二ゟ

一又云馬ハ三百六十三ゟ

一又云馬ハ三百六十四ゟ

一又云馬ハ三百六十五ゟ

一又云馬ハ三百六十六ゟ

一又云馬ハ三百六十七ゟ

一又云馬ハ三百六十八ゟ

一又云馬ハ三百六十九ゟ

一又云馬ハ三百七十ゟ

一又云馬ハ三百七十一ゟ

一又云馬ハ三百七十二ゟ

一又云馬ハ三百七十三ゟ

一又云馬ハ三百七十四ゟ

一又云馬ハ三百七十五ゟ

一又云馬ハ三百七十六ゟ

一又云馬ハ三百七十七ゟ

一又云馬ハ三百七十八ゟ

一又云馬ハ三百七十九ゟ

一又云馬ハ三百八十ゟ

一又云馬ハ三百八十一ゟ

一又云馬ハ三百八十二ゟ

一又云馬ハ三百八十三ゟ

一又云馬ハ三百八十四ゟ

一又云馬ハ三百八十五ゟ

一又云馬ハ三百八十六ゟ

一又云馬ハ三百八十七ゟ

一又云馬ハ三百八十八ゟ

一又云馬ハ三百八十九ゟ

一又云馬ハ三百九十ゟ

一又云馬ハ三百九十一ゟ

一又云馬ハ三百九十二ゟ

一又云馬ハ三百九十三ゟ

一又云馬ハ三百九十四ゟ

一又云馬ハ三百九十五ゟ

一又云馬ハ三百九十六ゟ

一又云馬ハ三百九十七ゟ

一又云馬ハ三百九十八ゟ

一又云馬ハ三百九十九ゟ

一又云馬ハ四百ゟ

一又云馬ハ四百一ゟ

一又云馬ハ四百二ゟ

一又云馬ハ四百三ゟ

一又云馬ハ四百四ゟ

一又云馬ハ四百五ゟ

一又云馬ハ四百六ゟ

一又云馬ハ四百七ゟ

一又云馬ハ四百八ゟ

一又云馬ハ四百九ゟ

一又云馬ハ四百十ゟ

一又云馬ハ四百十一ゟ

一又云馬ハ四百十二ゟ

一又云馬ハ四百十三ゟ

一又云馬ハ四百十四ゟ

一又云馬ハ四百十五ゟ

一又云馬ハ四百十六ゟ

一又云馬ハ四百十七ゟ

一又云馬ハ四百十八ゟ

一又云馬ハ四百十九ゟ

一又云馬ハ四百二十ゟ

一又云馬ハ四百二十一ゟ

一又云馬ハ四百二十二ゟ

一又云馬ハ四百二十三ゟ

一又云馬ハ四百二十四ゟ

一又云馬ハ四百二十五ゟ

一又云馬ハ四百二十六ゟ

一又云馬ハ四百二十七ゟ

一又云馬ハ四百二十八ゟ

一又云馬ハ四百二十九ゟ

一又云馬ハ四百三十ゟ

一又云馬ハ四百三十一ゟ

一又云馬ハ四百三十二ゟ

一又云馬ハ四百三十三ゟ

一又云馬ハ四百三十四ゟ

一又云馬ハ四百三十五ゟ

一又云馬ハ四百三十六ゟ

一又云馬ハ四百三十七ゟ

一又云馬ハ四百三十八ゟ

一又云馬ハ四百三十九ゟ

一又云馬ハ四百四十ゟ

一又云馬ハ四百四十一ゟ

一又云馬ハ四百四十二ゟ

一又云馬ハ四百四十三ゟ

一又云馬ハ四百四十四ゟ

一又云馬ハ四百四十五ゟ

一又云馬ハ四百四十六ゟ

一又云馬ハ四百四十七ゟ

一又云馬ハ四百四十八ゟ

一又云馬ハ四百四十九ゟ

一又云馬ハ四百五十ゟ

一又云馬ハ四百五十一ゟ

一又云馬ハ四百五十二ゟ

一又云馬ハ四百五十三ゟ

一又云馬ハ四百五十四ゟ

一又云馬ハ四百五十五ゟ

一又云馬ハ四百五十六ゟ

一又云馬ハ四百五十七ゟ

一又云馬ハ四百五十八ゟ

一又云馬ハ四百五十九ゟ

一又云馬ハ四百六十ゟ

一又云馬ハ四百六十一ゟ

一又云馬ハ四百六十二ゟ

一又云馬ハ四百六十三ゟ

一又云馬ハ四百六十四ゟ

一又云馬ハ四百六十五ゟ

一又云馬ハ四百六十六ゟ

一又云馬ハ四百六十七ゟ

一又云馬ハ四百六十八ゟ

一又云馬ハ四百六十九ゟ

一又云馬ハ四百七十ゟ

一又云馬ハ四百七十一ゟ

一又云馬ハ四百七十二ゟ

一又云馬ハ四百七十三ゟ

一又云馬ハ四百七十四ゟ

一又云馬ハ四百七十五ゟ

一又云馬ハ四百七十六ゟ

一又云馬ハ四百七十七ゟ

一又云馬ハ四百七十八ゟ

一又云馬ハ四百七十九ゟ

一又云馬ハ四百八十ゟ

一又云馬ハ四百八十一ゟ

一又云馬ハ四百八十二ゟ

一又云馬ハ四百八十三ゟ

一又云馬ハ四百八十四ゟ

一又云馬ハ四百八十五ゟ

一又云馬ハ四百八十六ゟ

一又云馬ハ四百八十七ゟ

一又云馬ハ四百八十八ゟ

一又云馬ハ四百八十九ゟ

一又云馬ハ四百九十ゟ

一又云馬ハ四百九十一ゟ

一又云馬ハ四百九十二ゟ

一又云馬ハ四百九十三ゟ

一又云馬ハ四百九十四ゟ

一又云馬ハ四百九十五ゟ

一又云馬ハ四百九十六ゟ

一又云馬ハ四百九十七ゟ

一又云馬ハ四百九十八ゟ

一又云馬ハ四百九十九ゟ

一又云馬ハ五百ゟ

一又云馬ハ五百一ゟ

一又云馬ハ五百二ゟ

一又云馬ハ五百三ゟ

一又云馬ハ五百四ゟ

一又云馬ハ五百五ゟ

一又云馬ハ五百六ゟ

一又云馬ハ五百七ゟ

一又云馬ハ五百八ゟ

一又云馬ハ五百九ゟ

一又云馬ハ五百十ゟ

一又云馬ハ五百十一ゟ

一又云馬ハ五百十二ゟ

一又云馬ハ五百十三ゟ

一又云馬ハ五百十四ゟ

一又云馬ハ五百十五ゟ

一又云馬ハ五百十六ゟ

一又云馬ハ五百十七ゟ

一又云馬ハ五百十八ゟ

一又云馬ハ五百十九ゟ

一又云馬ハ五百二十ゟ

一又云馬ハ五百二十一ゟ

一又云馬ハ五百二十二ゟ

一又云馬ハ五百二十三ゟ

一又云馬ハ五百二十四ゟ

一又云馬ハ五百二十五ゟ

一又云馬ハ五百二十六ゟ

一又云馬ハ五百二十七ゟ

一又云馬ハ五百二十八ゟ

一又云馬ハ五百二十九ゟ

一又云馬ハ五百三十ゟ

一又云馬ハ五百三十一ゟ

一又云馬ハ五百三十二ゟ

一又云馬ハ五百三十三ゟ

一又云馬ハ五百三十四ゟ

一又云馬ハ五百三十五ゟ

一又云馬ハ五百三十六ゟ

一又云馬ハ五百三十七ゟ

一又云馬ハ五百三十八ゟ

一又云馬ハ五百三十九ゟ

一又云馬ハ五百四十ゟ

一又云馬ハ五百四十一ゟ

一又云馬ハ五百四十二ゟ

一又云馬ハ五百四十三ゟ

一又云馬ハ五百四十四ゟ

一又云馬ハ五百四十五ゟ

一又云馬ハ五百四十六ゟ

一又云馬ハ五百四十七ゟ

一又云馬ハ五百四十八ゟ

一又云馬ハ五百四十九ゟ

一又云馬ハ五百五十ゟ

一又云馬ハ五百五十一ゟ

一又云馬ハ五百五十二ゟ

一又云馬ハ五百五十三ゟ

一又云馬ハ五百五十四ゟ

一又云馬ハ五百五十五ゟ

一又云馬ハ五百五十六ゟ

一又云馬ハ五百五十七ゟ

一又云馬ハ五百五十八ゟ

一又云馬ハ五百五十九ゟ

一又云馬ハ五百六十ゟ

一又云馬ハ五百六十一ゟ

一又云馬ハ五百六十二ゟ

一又云馬ハ五百六十三ゟ

一又云馬ハ五百六十四ゟ

一又云馬ハ五百六十五ゟ

一又云馬ハ五百六十六ゟ

一又云馬ハ五百六十七ゟ

一又云馬ハ五百六十八ゟ

一又云馬ハ五百六十九ゟ

一又云馬ハ五百七十ゟ

一又云馬ハ五百七十一ゟ

一又云馬ハ五百七十二ゟ

一又云馬ハ五百七十三ゟ

一又云馬ハ五百七十四ゟ

一又云馬ハ五百七十五ゟ

一又云馬ハ五百七十六ゟ

一又云馬ハ五百七十七ゟ

一又云馬ハ五百七十八ゟ

一又云馬ハ五百七十九ゟ

一又云馬ハ五百八十ゟ

一又云馬ハ五百八十一ゟ

一又云馬ハ五百八十二ゟ

一又云馬ハ五百八十三ゟ

一又云馬ハ五百八十四ゟ

一又云馬ハ五百八十五ゟ

一又云馬ハ五百八十六ゟ

一又云馬ハ五百八十七ゟ

一又云馬ハ五百八十八ゟ

一又云馬ハ五百八十九ゟ

一又云馬ハ五百九十ゟ

一又云馬ハ五百九十一ゟ

一又云馬ハ五百九十二ゟ

一又云馬ハ五百九十三ゟ

一又云馬ハ五百九十四ゟ

一又云馬ハ五百九十五ゟ

一又云馬ハ五百九十六ゟ

一又云馬ハ五百九十七ゟ

一又云馬ハ五百九十八ゟ

一又云馬ハ五百九十九ゟ

一又云馬ハ六百ゟ

一又云馬ハ六百一ゟ

一又云馬ハ六百二ゟ

一又云馬ハ六百三ゟ

一又云馬ハ六百四ゟ

一又云馬ハ六百五ゟ

一又云馬ハ六百六ゟ

一又云馬ハ六百七ゟ

一又云馬ハ六百八ゟ

一又云馬ハ六百九ゟ

一又云馬ハ六百十ゟ

一又云馬ハ六百十一ゟ

一又云馬ハ六百十二ゟ

一又云馬ハ六百十三ゟ

一又云馬ハ六百十四ゟ

一又云馬ハ六百十五ゟ

一又云馬ハ六百十六ゟ

一又云馬ハ六百十七ゟ

一又云馬ハ六百十八ゟ

一又云馬ハ六百十九ゟ

一又云馬ハ六百二十ゟ

一又云馬ハ六百二十一ゟ

一又云馬ハ六百二十二ゟ

一又云馬ハ六百二十三ゟ

一又云馬ハ六百二十四ゟ

一又云馬ハ六百二十五ゟ

一又云馬ハ六百二十六ゟ

一又云馬ハ六百二十七ゟ

一又云馬ハ六百二十八ゟ

一又云馬ハ六百二十九ゟ

一又云馬ハ六百三十ゟ

一又云馬ハ六百三十一ゟ

一又云馬ハ六百三十二ゟ

一又云馬ハ六百三十三ゟ

一又云馬ハ六百三十四ゟ

一又云馬ハ六百三十五ゟ

一又云馬ハ六百三十六ゟ

一又云馬ハ六百三十七ゟ

一又云馬ハ六百三十八ゟ

一又云馬ハ六百三十九ゟ

一又云馬ハ六百四十ゟ

一又云馬ハ六百四十一ゟ

一又云馬ハ六百四十二ゟ

一又云馬ハ六百四十三ゟ

一又云馬ハ六百四十四ゟ

一又云馬ハ六百四十五ゟ

一又云馬ハ六百四十六ゟ

一又云馬ハ六百四十七ゟ

一又云馬ハ六百四十八ゟ

一又云馬ハ六百四十九ゟ

一又云馬ハ六百五十ゟ

一又云馬ハ六百五十一ゟ

一又云馬ハ六百五十二ゟ

一又云馬ハ六百五十三ゟ

一又云馬ハ六百五十四ゟ

一又云馬ハ六百五十五ゟ

一又云馬ハ六百五十六ゟ

一又云馬ハ六百五十七ゟ

一又云馬ハ六百五十八ゟ

一又云馬ハ六百五十九ゟ

一又云馬ハ六百六十ゟ

一又云馬ハ六百六十一ゟ

一又云馬ハ六百六十二ゟ

一又云馬ハ六百六十三ゟ

一又云馬ハ六百六十四ゟ

一又云馬ハ六百六十五ゟ

一又云馬ハ六百六十六ゟ

一又云馬ハ六百六十七ゟ

一又云馬ハ六百六十八ゟ

一又云馬ハ六百六十九ゟ

一又云馬ハ六百七十ゟ

一又云馬ハ六百七十一ゟ

一又云馬ハ六百七十二ゟ

一又云馬ハ六百七十三ゟ

一又云馬ハ六百七十四ゟ

一又云馬ハ六百七十五ゟ

一又云馬ハ六百七十六ゟ

一又云馬ハ六百七十七ゟ

一又云馬ハ六百七十八ゟ

一又云馬ハ六百七十九ゟ

一又云馬ハ六百八十ゟ

一又云馬ハ六百八十一ゟ

一又云馬ハ六百八十二ゟ

一又云馬ハ六百八十三ゟ

一又云馬ハ六百八十四ゟ

一又云馬ハ六百八十五ゟ

一又云馬ハ六百八十六ゟ

一又云馬ハ六百八十七ゟ

一又云馬ハ六百八十八ゟ

一又云馬ハ六百八十九ゟ

一又云馬ハ六百九十ゟ

一又云馬ハ六百九十一ゟ

一又云馬ハ六百九十二ゟ

一又云馬ハ六百九十三ゟ

一又云馬ハ六百九十四ゟ

一又云馬ハ六百九十五ゟ

一又云馬ハ六百九十六ゟ

一又云馬ハ六百九十七ゟ

一又云馬ハ六百九十八ゟ

一又云馬ハ六百九十九ゟ

一又云馬ハ七百ゟ

一又云馬ハ七百一ゟ

一又云馬ハ七百二ゟ

一又云馬ハ七百三ゟ

一又云馬ハ七百四ゟ

一又云馬ハ七百五ゟ

一又云馬ハ七百六ゟ

一又云馬ハ七百七ゟ

一又云馬ハ七百八ゟ

一又云馬ハ七百九ゟ

一又云馬ハ七百十ゟ

一又云馬ハ七百十一ゟ

一又云馬ハ七百十二ゟ

一又云馬ハ七百十三ゟ

一又云馬ハ七百十四ゟ

一又云馬ハ七百十五ゟ

一又云馬ハ七百十六ゟ

一又云馬ハ七百十七ゟ

一又云馬ハ七百十八ゟ

一又云馬ハ七百十九ゟ

一又云馬ハ七百二十ゟ

一又云馬ハ七百二十一ゟ

一又云馬ハ七百二十二ゟ

一又云馬ハ七百二十三ゟ

一又云馬ハ七百二十四ゟ

一又云馬ハ七百二十五ゟ

一又云馬ハ七百二十六ゟ

一又云馬ハ七百二十七ゟ

一又云馬ハ七百二十八ゟ

一又云馬ハ七百二十九ゟ

一又云馬ハ七百三十ゟ

一又云馬ハ七百三十一ゟ

一又云馬ハ七百三十二ゟ

一又云馬ハ七百三十三ゟ

一又云馬ハ七百三十四ゟ

一又云馬ハ七百三十五ゟ

一又云馬ハ七百三十六ゟ

一又云馬ハ七百三十七ゟ

一又云馬ハ七百三十八ゟ

一又云馬ハ七百三十九ゟ

一又云馬ハ七百四十ゟ

一又云馬ハ七百四十一ゟ

一又云馬ハ七百四十二ゟ

一又云馬ハ七百四十三ゟ

一又云馬ハ七百四十四ゟ

一又云馬ハ七百四十五ゟ

一又云馬ハ七百四十六ゟ

一又云馬ハ七百四十七ゟ

一又云馬ハ七百四十八ゟ

一又云馬ハ七百四十九ゟ

一又云馬ハ七百五十ゟ

一又云馬ハ七百五十一ゟ

一又云馬ハ七百五十二ゟ

一又云馬ハ七百五十三ゟ

一又云馬ハ七百五十四ゟ

一又云馬ハ七百五十五ゟ

一又云馬ハ七百五十六ゟ

一又云馬ハ七百五十七ゟ

一又云馬ハ七百五十八ゟ

一又云馬ハ七百五十九ゟ

一又云馬ハ七百六十ゟ

一又云馬ハ七百六十一ゟ

一又云馬ハ七百六十二ゟ

一又云馬ハ七百六十三ゟ

一又云馬ハ七百六十四ゟ

一又云馬ハ七百六十五ゟ

一又云馬ハ七百六十六ゟ

一又云馬ハ七百六十七ゟ

一又云馬ハ七百六十八ゟ

一又云馬ハ七百六十九ゟ

一又云馬ハ七百七十ゟ

一又云馬ハ七百七十一ゟ

一又云馬ハ七百七十二ゟ

一又云馬ハ七百七十三ゟ

一又云馬ハ七百七十四ゟ

一又云馬ハ七百七十五ゟ

一又云馬ハ七百七十六ゟ

一又云馬ハ七百七十七ゟ

一又云馬ハ七百七十八ゟ

一又云馬ハ七百七十九ゟ

一又云馬ハ七百八十ゟ

一又云馬ハ七百八十一ゟ

一又云馬ハ七百八十二ゟ

一又云馬ハ七百八十三ゟ

一又云馬ハ七百八十四ゟ

一又云馬ハ七百八十五ゟ

一又云馬ハ七百八十六ゟ

一又云馬ハ七百八十七ゟ

一又云馬ハ七百八十八ゟ

一又云馬ハ七百八十九ゟ

一又云馬ハ七百九十ゟ

一又云馬ハ七百九十一ゟ

一又云馬ハ七百九十二ゟ

一又云馬ハ七百九十三ゟ

一又云馬ハ七百九十四ゟ

一又云馬ハ七百九十五ゟ

一又云馬ハ七百九十六ゟ

一又云馬ハ七百九十七ゟ

一又云馬ハ七百九十八ゟ

一又云馬ハ七百九十九ゟ

一又云馬ハ八百ゟ

一又云馬ハ八百一ゟ

一又云馬ハ八百二ゟ

一又云馬ハ八百三ゟ

一又云馬ハ八百四ゟ

一又云馬ハ八百五ゟ

一又云馬ハ八百六ゟ

一又云馬ハ八百七ゟ

一又云馬ハ八百八ゟ

一又云馬ハ八百九ゟ

一又云馬ハ八百十ゟ

一又云馬ハ八百十一ゟ

一又云馬ハ八百十二ゟ

一又云馬ハ八百十三ゟ

一又云馬ハ八百十四ゟ

一又云馬ハ八百十五ゟ

一又云馬ハ八百十六ゟ

一又云馬ハ八百十七ゟ

一又云馬ハ八百十八ゟ

一又云馬ハ八百十九ゟ

一又云馬ハ八百二十ゟ

一又云馬ハ八百二十一ゟ

一又云馬ハ八百二十二ゟ

一又云馬ハ八百二十三ゟ

一又云馬ハ八百二十四ゟ

一又云馬ハ八百二十五ゟ

一又云馬ハ八百二十六ゟ

一又云馬ハ八百二十七ゟ

一又云馬ハ八百二十八ゟ

一又云馬ハ八百二十九ゟ

一又云馬ハ八百三十ゟ

一又云馬ハ八百三十一ゟ

一又云馬ハ八百三十二ゟ

一又云馬ハ八百三十三ゟ

一又云馬ハ八百三十四ゟ

一又云馬ハ八百三十五ゟ

一又云馬ハ八百三十六ゟ

一又云馬ハ八百三十七ゟ

一又云馬ハ八百三十八ゟ

一又云馬ハ八百三十九ゟ

一又云馬ハ八百四十ゟ

一又云馬ハ八百四十一ゟ

一又云馬ハ八百四十二ゟ

一又云馬ハ八百四十三ゟ

一又云馬ハ八百四十四ゟ

一又云馬ハ八百四十五ゟ

一又云馬ハ八百四十六ゟ

一又云馬ハ八百四十七ゟ

一又云馬ハ八百四十八ゟ

一又云馬ハ八百四十九ゟ

一又云馬ハ八百五十ゟ

一又云馬ハ八百五十一ゟ

一又云馬ハ八百五十二ゟ

一又云馬ハ八百五十三ゟ

一又云馬ハ八百五十四ゟ

一又云馬ハ八百五十五ゟ

一又云馬ハ八百五十六ゟ

一又云馬ハ八百五十七ゟ

一又云馬ハ八百五十八ゟ

一又云馬ハ八百五十九ゟ

一又云馬ハ八百六十ゟ

一又云馬ハ八百六十一ゟ

一又云馬ハ八百六十二ゟ

一又云馬ハ八百六十三ゟ

一又云馬ハ八百六十四ゟ

一又云馬ハ八百六十五ゟ

一又云馬ハ八百六十六ゟ

一又云馬ハ八百六十七ゟ

一又云馬ハ八百六十八ゟ

一又云馬ハ八百六十九ゟ

一又云馬ハ八百七十ゟ

一又云馬ハ八百七十一ゟ

一又云馬ハ八百七十二ゟ

一又云馬ハ八百七十三ゟ

一又云馬ハ八百七十四ゟ

一又云馬ハ八百七十五ゟ

一又云馬ハ八百七十六ゟ

一又云馬ハ八百七十七ゟ

一又云馬ハ八百七十八ゟ

一又云馬ハ八百七十九ゟ

一又云馬ハ八百八十ゟ

一又云馬ハ八百八十一ゟ

一又云馬ハ八百八十二ゟ

一又云馬ハ八百八十三ゟ

一又云馬ハ八百八十四ゟ

一又云馬ハ八百八十五ゟ

一又云馬ハ八百八十六ゟ

一又云馬ハ八百八十七ゟ

一又云馬ハ八百八十八ゟ

一又云馬ハ八百八十九ゟ

一又云馬ハ八百九十ゟ

一又云馬ハ八百九十一ゟ

一又云馬ハ八百九十二ゟ

一又云馬ハ八百九十三ゟ

一又云馬ハ八百九十四ゟ

一又云馬ハ八百九十五ゟ

一又云馬ハ八百九十六ゟ

一又云馬ハ八百九十七ゟ

一又云馬ハ八百九十八ゟ

一又云馬ハ八百九十九ゟ

一又云馬ハ九百ゟ

一又云馬ハ九百一ゟ

一又云馬ハ九百二ゟ

一又云馬ハ九百三ゟ

一又云馬ハ九百四ゟ

一又云馬ハ九百五ゟ

一又云馬ハ九百六

一 弓馬故実云々ござうろうと云ふが能く分る云々せ
ると云ふ云ひすれば同くは裸馬と云ふ事
一 又云南世繋を切るるを取りぶつと云ふ人
のそうこうありつふるるを切るるを
又云ひいが繋云云と云ふ女共くかうをばいいが繋
云云と云
一 又云繋をばぬくと云ふ繋をおこすなどく
よくそうこうするを云ふ
一 又云此方と今人のちがひなどくそうこうする
なり 臭丈云けこちのけの字は襲の字は襲の字の誤なり
一 又云爪のよりをうちと云ふ云云

といふへきこと
一 的出張記云々をうちらうをうけ足をとゝ云
云をおこなふなどゝ云
一 又云ふけるなどくぬくと云ふ足をだらりと下ゆ足を
出す時だらりと足より移ると云ふ
一 弓馬共書云云ちがひ大抵ゆる能きるの事と云ふけるなどを
云ふ云ふけるなどを云ふ云ふけるなどを云ふ
一 又云ふけるなどくぬくと云ふ二寸返のごとく二寸ほ
ぬくなどをいふけるなどをいふけるなどをいふ

一　又云ト此ノ如クなるとも一寸五分二寸までの
なり二寸ハ人なようでるだろうとも多くハ略ス
一　諸書當用抔云版中活字島原ハ者の活字有と
活對面ホとの間ふ二るの如る原ノ東の門
の第る西むきる拾ケ所の島ハ原ノ上二ホるを
なり扇ト活ぎき心ハけ志ま〻版うけそく縄
のまくうちまぜふとさを天平ニいて〻毎の場
と思草まく〻ゆひて後うけよまひ矢ニ毎ニ
毛をるふさせんるもハ後うけもるくて
版ハるきる繩をるせんるハるる舎の者さきる
活ぐびちうち杖とぎ志ま〻とそだ
まるる舎て原ノ項（ちなみの前両
四行）毎人仕配いる〻ニ

一　又云活字ノ角（いかく）なくぬ毛
ハあ〻毛又ぎちうとを彫くハ、
各も同ジ。
一　又云幼女ヲ馬ニ乗ル始ハ七歳ノ九歳ノ十一（大抵）
ヲ云ふ。
一　又云正月活字島始ハ二日活対面ハ後ノ
ニ（使ヒ）ハ小ニ（多ク）ハ仮名（メナ）ニ
一　又云ふる云ふ抔ニ毎ノ多ク入ル字ニ
ハあ〻ニ毎ニもあくニ返ニ字ニを
ものなし
一　又云一書ニ依ノ文ニ川ニるを礼馬ニ上ニ化ム
ハ云ヒ世ヤハ又云化ム一書礼ル事ニ依
ま与抔ハ（若）うなくニ文ニ力ニきハ（ニ）大ニ歩

ふこと数多い時もさ[illegible]
へハきりをもちゐ考ふ[illegible]
一
又云引ると云ハ強ふ引をバいふ[illegible]
これをへ引きいるを云ふ[illegible]
るゝ[illegible]ハ免るゝてハ[illegible]
のゝ大名なとでもさ[illegible]
なるを
一
法量物異本云弓杖ツキテ馬こうやうに
の前脚より添く右ゟ弓杖を[illegible]
記へるゝて云おもふ[illegible]
るゝをハ初ふゟを云て[illegible]
[illegible]

一用害記云弓杖の内むき外むきと云ハ弦[illegible]
内むきと云ハ弦をゟるの方へむくをいふ
なり外ハ弦をゟとゟるの方へむくをいふ
ことゝいふふふまて
外へゟるてゟきてのゝ
をゟるゝ付ハ弦をゟくゟ
一
書礼云雑ゝ少士云馬
まて下ゟりふとゟ
一
又云公ゟへハ要度強ゝゟ進ゟのゟより活厩
の外ゟ礼義ゟゝ容式ハ云進人の厩の者ゟある
たゟ[illegible]
又云馬の印(しるし)[illegible]
一
用害記云弓杖の内むき外むきと云事[illegible]
内むきと云ハ弦をゟるの方へむくをいふ[illegible]
なり外ハ弦をゟとゟるの方へむくをいふ[illegible]
ことゝいふふふまて[illegible]
外へゟるてゟきてのゝ[illegible]
をゟるゝ付ハ弦をゟくゟ[illegible]
一
書礼云雑ゝ少士云馬[illegible]
まて下ゟりふとゟ[illegible]
一
又云公ゟへハ要度強ゝゟ進ゟのゟより活厩
の外ゟ礼義ゟゝ容式ハ云進人の厩の者ゟある
たゟ[illegible]
一
又云馬の印(しるし)[illegible]
琴柱(コトヂ)○養(イホリ)○流輪(ナガシワ)○萑(スメ)○目結(メユイ)○輪違(ワチカヘ)

一 ○引両(ヒキリヤウ)○四目結(ヨツメユイ)○下山(クダリヤマ)○遠雁(トヲカリ)○鹿笛(シカフヘ)○はんさう

金かう 両呉之○両雀(リヤウスヽメ)何れもなとはかりハ なる同文なり○松皮(マツカワ)○三日月(ミカヅキ) 矢文云文ノ字ハ 乃紋とよむヤキ

なる之牧に定る文ありてるの左のはるやさき紋の文をおして ふる しとするなり その文の所るく色のやうにふるまふて ニ申之とろく

あくたらハ もえけるなり

一 又云馬の鞭(タチ)の事○彦間(ヒコマ)○田鎖(タクサリ)○須弥盤(シユミタラヒ) 此外名の なの鞍なり子細馬なるに於て 書状に此等ハ書載せ云た 矢文

ちと云ハそこあとハ又は之鞭ノ字ハ借り字なり そこへハ彦なるたちと云 ハ彦なるといふ牧まく そぶらたらるゝ色こまたぐさり 志るとたらひのニツ

え栗州ハそ公方ノ御牧ノ名之此牧より ハヨキ馬イ の初る牧たれへ此牧ノ 馬ヲ賞美しけるよしへ此二ツノまきの名をハ書状ニモ此ニテ牧の名とハ書ノス

ルナリ

一 弓法秘傳書云弓杖を持て馬に乗るにハ つがるに手綱をうけて乗り鞍にふち弓をもた せてあと手綱をとり 其時ハ弓杖ハ右にて持て取と乃紋之

一 弓法私書云弓を持て乗る時ハ先弓と左の手 に法とよる持て出扱乗時右の手にて後して弓 杖を持へし弓の法ハ鞭とるの中間へあつへし弓と あと鞭とこがねにまゝて弓の多ちの色を持て杖を 持くこれの手にて鞭の前輪の左の手に添る手

一 綱をとるへし 添 手へ乗て後に弓を左へさて丁 持く弓の持ちた前に志ろへ弓杖の持ち直し 下馬の時も同前乗付ハ先手綱を鞭ふりかけへし

一 ゆるしく後に手綱をとりこすなし 又云鞍の下 中子 を居るハめゆひまぐめと 初陣住軍陣 まてハまぐめゆひとゆたらさ秘へ 書状なるとふも同

一 そうなし 矢文云まぐめとめゆひ 両京あるゝのよるなり

一又云出陳の時髪ハ老子ニ従ひ太宰
為の時ハ髪を括らぬと一
一用害記云るの髪ハ教之十三ニ而老ニ
一八廻日記ハ侍云々
ますゝ〳〵ぶる毛文（モン）の馬ハ自然ト尻下（カゝり子）本
式ハこのますゝ〳〵ずと云（負丈云々文のるとハ下るをいふ）
一庭訓の事弓馬故実云馬ハ轡をそ
てえらんの方へ引向て先ニ二足三足歩
らうて扨左へ寄ル事ハ引時
伺ひてもちきぬをそれを記す
ちさうさんとちうもあゝちさうしてそ
ちさうず〳〵そのちさうぬに一

庭訓の図

軒

一又云四本掛の事ハ

初

後

春ハ櫻ヲ除テ

秋ハ楓ヲ除テ

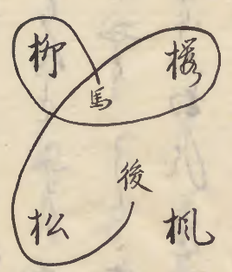

冬ハ松ヲ除テ

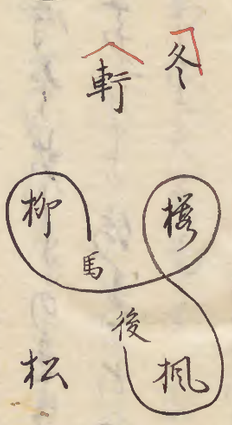

夏ハ柳ヲ除テ

先一篇ありてすむ時ハ次ハ
恵の日本の春をこめて
〳〵

一
又云皆松又ハ切ヌテトテ竹ヲ立タル處ニテハ櫻ヲ前ニ云又夢ニ告ルニハレモ今ヤ女シトアラハ前ノ如如何依ニテ
ルニ
又云雪の朝の庭 ふの歌
辺のむ〳〵まるまつ松よ同じ
同じ詞をくりかへすを
のるぐ〳〵 歸よのること

一
又云雪の朝の庭 ふの歌
辺のむ〳〵まるまつ松よ同じ
同じ詞をくりかへすを
のるぐ〳〵 歸よのること

一
一書ニ云

○一
弓馬三冊 馬名所
弓矢名所之記同 合文記
弓馬故実同 合文故

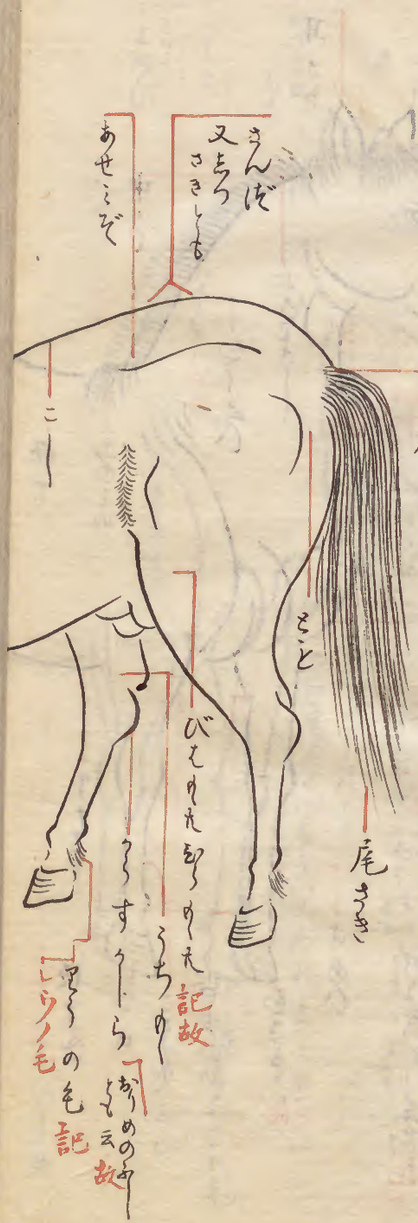

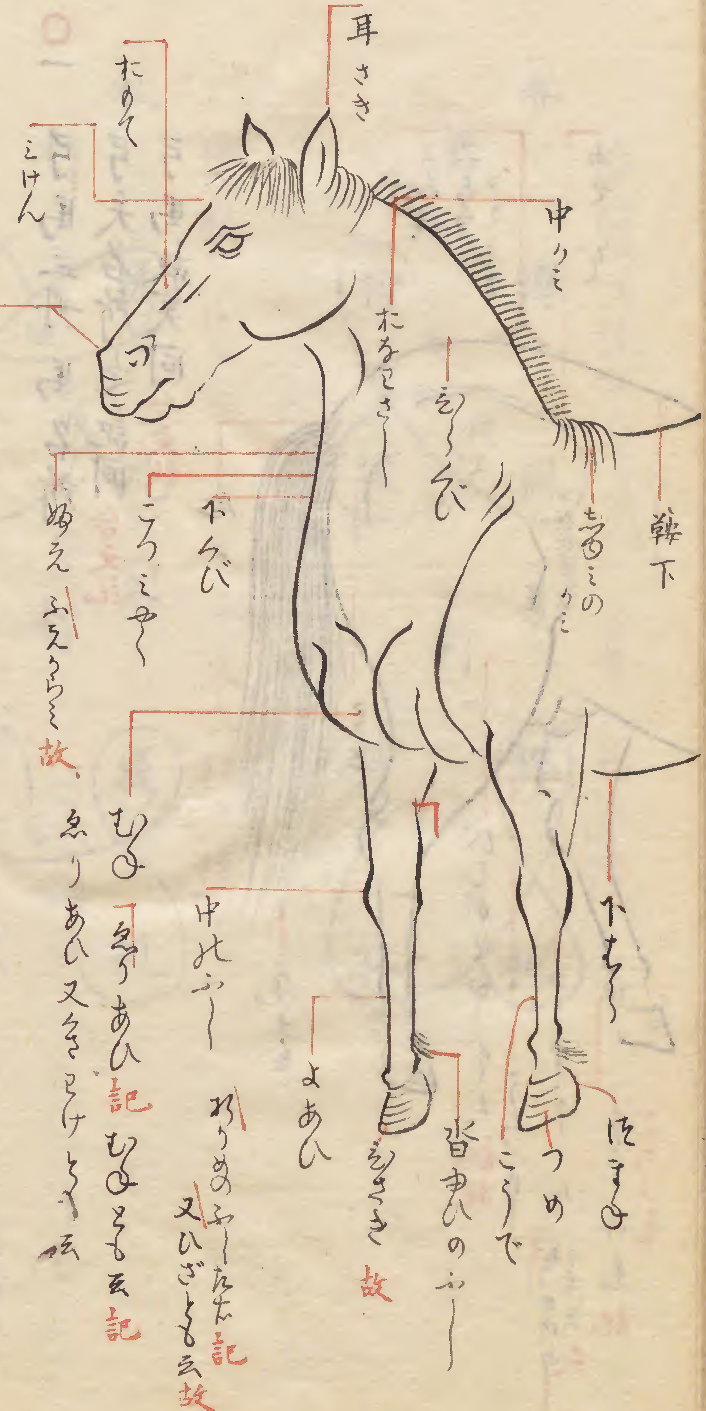

貞丈云馬ノ名所左右ニテ替ルニ非ス左右同名也名所多キニ依テ二図ニシタルナリ

一寛正記云御所様御着近く被成の人御馬と同
毛を斜故也へしと云々
然共まことの作者人かつてなし

○

一馬礼式雑記云於路次輿に行合ハ下人歩の
ハ其ばを下り立ちて通し申べし但左右無て通行のよきハ
をも一てつゐ惟(ミタス)嘗(スダレ)ばかりうちのそきて
ゐるへし又振(ソウ)早(ソウ)くハ通すべし
一又云貴人へ参る道すがら行合ハ下人
歩のみて礼をすへし八貴人を
するなれハ走(ハシ)りて走(ハシ)るなれハ礼あるへし
へし貴人と見ゆる時ハ下人ハ
ゐ人ハ礼もようて見ゆる以上ハ波(ハ)へし一
礼よりもてゝ
一又云警固の人ハ(次丈云ちるるどもれを必当をめぐ)
ことをこれハ警の両方なり

一又云客人引る者又解袋をも
て行ゐまゐ但先を又丁坂人神いりまを
共ゐ行ゐあるへし

一る古文書云片詣の礼と云ハ田乗馬ゐ乗ゐ
の者なるによるとまて客たる時るよりおるる
行ゐハ左の詣半めぐて礼をもるをも先に
詣の礼をゐ但先ハ放実ゐ定まる法よハあら
ゐもの行ゐハ左をめぐへきゐ

一扇流云もるして片詣の礼そゐあり田乗馬
ゐる左の詣半めぐるをゐ詣の礼とゐゐ
但めぐ行ゐなゐもめぐへし法をもあれ
とゐなり

一弓馬故実云馬上とゐゐあひゐの礼のゐたと
へ打ゐるゐとも人ゐ坂ゐ行ゐハ
着又おりぬ行ゐハ人ゐ坂ゐ行ゐハ
多ゐへしまゐと行ゐ礼をしゐ

道の行ゐを多しゐ行ゐ礼をしゐ
多ゐへしまゐハ人ゐよりも貴敬の人ゐなゐで
ゐハ左をゐふゐおゐゐ同しゐ

法流古実云るのおゐそやして詣をめぎてゐ
るまてゐゐ（客振ノ如急用ナリ）急用ゐ詣ハ半もあゐへ
きゐ先ハ法のゐのゐ詣ハ半若ゐ
引ハめぐへき事ゐゐ

一　弓法私書ニ一云馬上ニて礼の事　貴賤の人
をゝ〳〵ばるゝ時ハ我ハ人のちかまうへて礼
をゝ〳〵ときハ下ものゝ人なるゝハ我ちかまへて
ゆかゝ〳〵礼をとゝべゝ〳〵貴人ハ鞍の前輪を強
ゝ〳〵ものゝをゝをゝくの撃をおさ事なし
腰をゝめ礼をとゝこゝ
ゆゝ和ゝとゝべゝ〳〵和ゝともゝ
ことゞめゝ〳〵礼をすゝ
て後をとゝべゝ〳〵又ゆゝ
和もとゝべゝ〳〵
なゝゝこゝ
ゆゝ
ぬゝとも不苦ゝ
ゝ人神ふゝ
のゝゝむちをめゝて右の
をゝ〳〵
一　真淡云大進物記云馬を
走ゝ夫人ハ在ゝ付の事
不苦ゝ
ゝ世ハゝ人
ゝてゝゝ
ゝの風ゝ

一　又云主夫人の馬ゝ鞍をゝ
ゝふ時ゝをハゝて
馬ゝ〳〵ゝと和ゝ鞍沈へ
ぬゝとも不苦ゝ
ゝ人神ふゝ
のゝゝむちをめゝて右の
をゝ〳〵

一　真淡云大進物記云馬を
走ゝ夫人ハ在ゝ付の事
不苦ゝ
ゝ世ハゝ人
ゝてゝゝ
ゝの風ゝ

一　又云主夫人の馬ゝ鞍をゝ
ゝふ時ゝをハゝて
馬ゝ〳〵ゝと和ゝ鞍沈へ

○一鞍号事記云鞍と海のごとくなりと云々略之

一又云ふ事不甚分明然而大概

首鞍之事の条ごとくに多し

一又云鞍よりふぐり入る事不甚分明然而大概

大将軍陣中にて用ひ略之

あり 此又云ふぐり入ハ略之

一又云鞍の白ふぐりも悪しくて

さしも略之

一又云鞍の白ふぐりも悪しくて

さしも略之

一又云ふだり〳〵と中筆若細工も上手（ジャウズ）にて
をゝきまぐれにくゝりてもぐ〳〵めうをそりてそれ
〳〵〳〵をたゞりたる事ゆへこゝだり〳〵と云ふ
今ハ總而〳〵きもだり〳〵よりくゝりたる
事ゝ云ふ

一随云景云佐云の時も同〳〵にて初の時も二度目の時も
名引まであるべきなれ但今度をも入まてゝいふまゝ
色ゝてきべ〳〵但云ふ時ハもすり一天二寸同況ハ二
分況を用べ〳〵同服等も二度ゝ時ハ
かゝる

一佐書歯朱云青貝の鞆の事ハ貝すり板ようく
思ふすりハ考きうきよ又ハ
形ゝすりたるを十四めの人ゝ用ゐ

一武雑記云赤うる〳〵の鞆を入うるを用ゐ度時の時を
ゆめ〳〵きまじきる〳〵の後ハくう〳〵

一弓矢多ゝ記弓馬故実ゝ云ふる鞆（クラホヽ）の名所

前輪　後輪

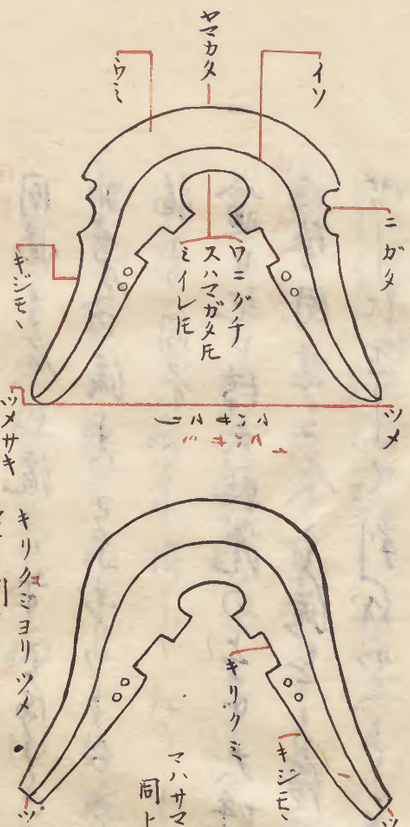

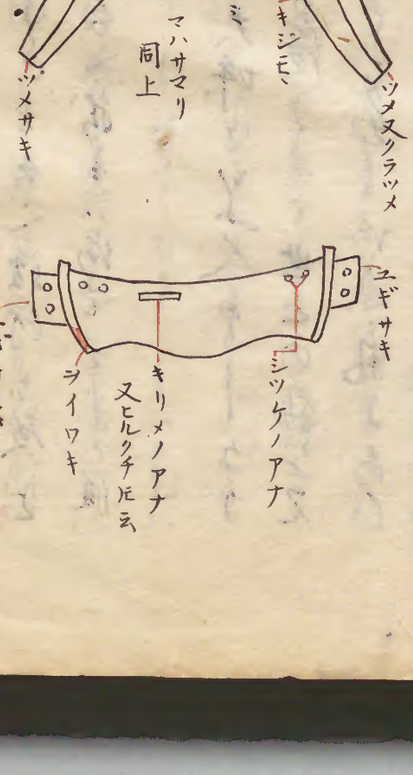

一弓法私書ニ一云鞅の策論のごとく伊勢（伊勢）
国幡（国幡）をもて後の流ニハすべからず（演）とぞ云ニ（伊勢）
此ごとく後の流ニハふぐるべからずとぞ（伊勢）
悔も同じ

一八週日記ニ伊云鞅流の（伊勢流の家ニ）
伊勢国幡をもて後の流とせしにて判ぜしかども
これハそもそもをうるもの（ヘシクルニアリ）
ものゆゑ
るを一定ぬべきにこそ流ハもとより鞅ハもちのまゝて
たるとぞ云ニ（伊勢）されど（出）
せざらんをこそハ不及言おすべ

あるを主さるゝとぞ云ニ（伊勢）
そのまゝてるの（伊勢ニ）
を泥田上卿（国幡ニ）もて鞅流
又云多賀社（多賀ハ云々ハ功者）
ぬべきにこそ六角流ハ小笠原
次郎左衛門尉也此日の射手（中略）伊次郎の馬（負文云伊次郎ハ伊勢）
なるよし（某の文ニ見ゆ）
鞅が換ゞたり（某倫逸ノ事ニ）
そのあと（負文云多賀社ハ功者）
も換ずず
伊勢流の鞅のごとく
そこにこれいづれ
要のごとく若狭の換ゞ

あるへし　曲捻して八用ふるべくんば曲りを糺(ヒソ)して
もちゐ事所安也

○

一　鞍覆　表皮を鞍覆ともすれハ表皮の条く記ス
一　対なる用書云表皮を鞍覆ともする時ハ中略此間ノ文ハ表皮の部ニ記ス
ともめんなどを用ひ照油之事も是を用ふ
軍陣の時ハ表皮を鞍覆と可申也
一　云雑紀云革深の鞍の事入道仕之ハ必ず用申ス同
時ハ赤鞍覆をうけひ人も浅黄のもせんなり
赤鞍覆ハ表皮ともめりたる鞍覆ハ表皮
なりとをてゝもいふ　貞丈云赤鞍覆とハ赤きもせんの子覆ふり
かへるをていふなり　赤もせんとハ赤きらうやのもせん古ハさ子覆
なりとをてゝもいふ

一　又云白皮袋ハ免の毛入をゝも白皮袋ハ用ふ
赤もせんとハ云ハ赤きもせんなり
一　又云白皮袋免の毛入浅黄のもせんなり

○一鐙弓馬秘説云洗をハ右より左より可洗但左
右不定（負文云共名馬是ハ右を先とする事ハ左を先とする事ハ不定）
馬見の板ハ十四位を（細川）但いそがし紀時ハ左右不定ニ
笠懸日記云洗の内を悪くするもいとする事なり
但修験なとハ判官又ハ浮正共例なとハ右より
一岡本記云内の悪き洗をハ悪めりの洗ハよし
分ハのごとき事ニ
一又云川をハす洗のごとく（カラシ）捨る洗ハ
くさるる洗のごとく
一弓馬故実云洗の内を悪くするもいとする事なり
某ハ修験ニて判官又ハ浮正共例ハ大例ニて名
をよく洗ハすると洗ハせめてをるがごとくをも

一疲をも悪い但一院と時のけを毒をてをるもい
一又云白毛袋赤きりくちんの鞍覆の事一伝云
参内の事一分論ニりくちんの鞍覆の事等
と〳〵ハ云ありきりくちんのるあてい雲形のハ雑文
黄疸ニる事ニん又云ハ火鐙也其色赤くして
火のごとくりくちんるる〳〵今世ニ云裡く皮ハくちんるる〳〵

紫れ志りぬるとハ拭写数串之所をいれまんぎ 茶なと
の名ハ無益し

一 随兵日記云 陣参の時も同し 如体の時も 中略 此间の文同鞍ノ部ニアリ
弽ハかるき弽を用へし

一 武雜記云 茶染の鞁入道仕立ハ必して用之 中略 弽も内の
書を用之

一 酌並記云 弽の内を遠くすへからす 色も志りぐハ同前なり
但俗称にて 判皮又深山大沢 忠太沢なと名を付るの
ハすへて深山なるハせめなりなと 色も紫の志り
あれハうけたまハるへし 流黄かんぎ 茶色なとハ一えたし

一 弓矢名所之記 弓馬故実 弓馬三冊 ホの弽の図左の
ことし

貞丈云ミドウカケ本名ハ
ミツヲガケニビヂヤウカケ
ビジョカケト云ハアヤマリ也

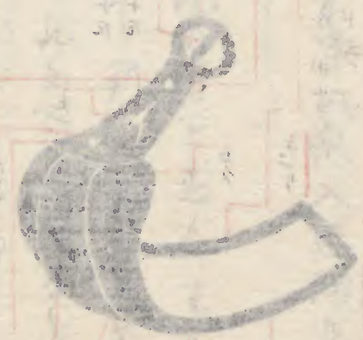

○一 行縢 射御拾遺扶云夏毛のむくもの 冬の羊逆もの
〳〵又ごり合のむくもの 秋冬同一略式也

一 射河持長記云むかなきの羊 夏毛同ごり合ハ羊
せすてもの〳〵逆の皮をもて 冬毛の皮をもて
うらとごり合ぬるハ 胡の老もの
一 又云行縢を 羊 胡の皮を 虎の皮を 石毛のうを
たり〳〵てぬり

一 又云神事の 沙汰 石毛のお目をすぐりて
一ツ切 ごれを 陰之 古切 不云者 神事
のごとくや 略式 仕事 沙汰 ごとく
一 射御拾遺扶云神事 沙汰の 石毛

おりめのさまなり　其ぢう
一　高忠さま書云行勝のもの、鹿の皮幸こ薄こ夏毛
　　知心共遅てあをきなるきハ夏毛の
　　用ゐ　十八九ホあるより
一　ホ甲中老爺先なりて
　　用ゐ
一　又云狩猟のもの合（アハセ）半夏毛と秋二毛をとり合
　　もる時ハ夏毛ハ薄くなりて
　　其間ハ狩猟の時より夏毛
　　あをくなりて
一　又云然の皮又豹虎の皮
　　ハ不及ト　康の皮ハ何草（ニテ）染（ソメ）
　　今もるもの草然の皮をもちゐる
一　又云秋ものも夏毛と比ぶるにむくもきにあり
　　あをくして
一　又云ぬるきいろのもの（染）
　　なり　ホと申ス強くして
　　家先なりまたもろくべうして
　　用ゐの大遅あるもの
　　なり
一　又云狩猟のもの鹿流漏馬神幸ニ射ル
　　者先のことハ不及ト半　七十八十ホあり夏毛の

一、又云沙腸のおこり の事 等中 り如ふ 昔 八今の人のと
小きこと ゆくいたる事 等 ト 不断 もきたる 等 ハ
事 をもせよ むりだ 紙をきて ちる 今 ま 或ハ
のはを皆 全無 小 無ふさの物 ろ
なり

高忠聞書の図

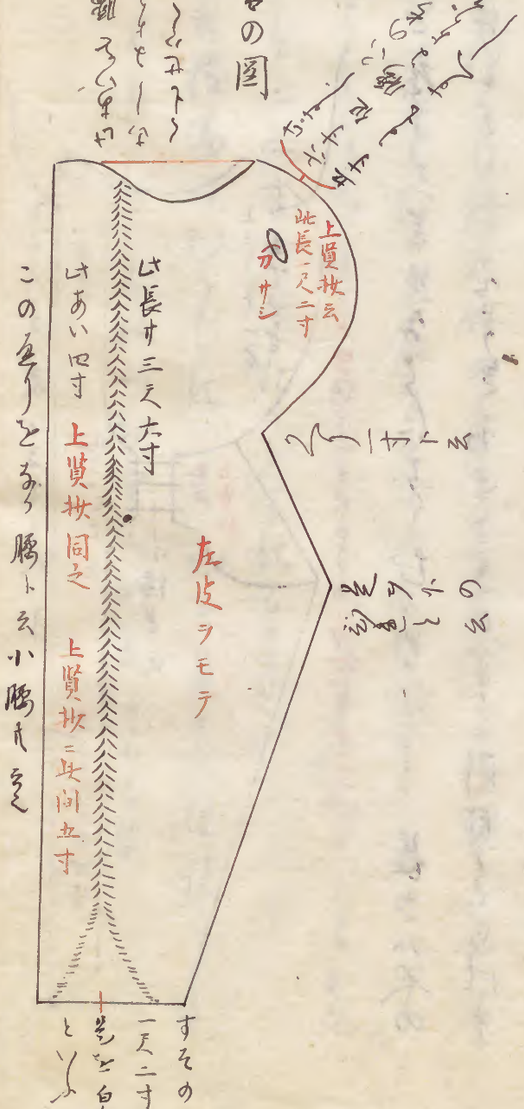

元を考よ大至急なるにより
るけるようてえようきろそ
を引目の大小ようて
の草の事菖蒲草ふきべ草なと
をする事墨気なり、
ふきべ草縮る事ふくる
又ここその緒をハこ

なとにハ四本ようきこと
一又云所扱むくろ
ときれうを後るなどを
なり又ふきべんすみ
らるなり又うとう
又云むくろの腰の事
ありバかをむくろと云て
るくろのようにむくろ
元を二三寸あきたるがよし
一又云枝場のむくろハ麦毛を用ゆる但秋ふる毛
も不苦むくろの切やう例式ようて語

高忠蔵書の図

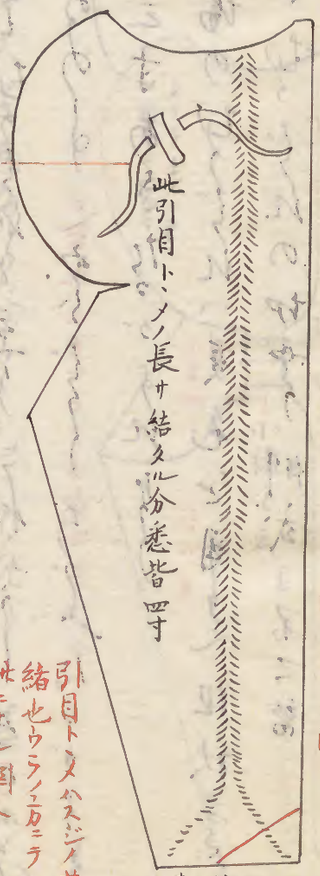

一 神事ノ行騰之皮ヲ可切(きる)例式ヨリ短クヒカメテ丁切引目ニテヒカメノ事ハ多ク引目ヲ掩ハズシテ之ヲ先ノ革ノ緒ヲ以引目ヲヒカヘ小笠懸流流鏑馬ナドニ神事ニテ射ル時ヲ始ム

一 又云流鏑馬ニ懸ル大垣ノ又ヲ多ノ時ノ矯ト云ヒ

一 おなじ流鏑馬ニ懸ル大垣ノ又ヲ多ノ時ノ矯ト云ヒ

一

又た皮づりにとりて表皮をたれてまで射也

一 又云箙を鞍よりはづしてあることあり又大笠

懸射たるとき鞍付鞍のかたしはりもかけ木

にも付むかうだ紙を上にかけ鞍にかけ表皮をも鞍につけ

てさぐりたる時をとりをきて上尻にかけたるへなをさゞへ

手縄までむかうだ紙をうしむへかりかみせうの事

手縄二ふさをうらの前輪の右の志ほりにまとへり

一 ぐいちほふさこととくかけつけ候はゞ右を志ほりよ又あかりて

ある前輪の右緒志ほりをとをして最後の緒を

ごとくして又後の左の緒を及し右の右へあつる

たるのまるもの緒へ入て留めくくりなきの時はむす

びをほどきて鞍のたより後へまはして後の緒

手縄をへよく入てよく左へまはして左の前輪のむな

がいの緒がへをとしてとむすびつなり

一 藺的聞書云持的の時のむかうだ紙ハ夏毛か武のをまゝ之

又云持の時と（犬追物）犬の時と流鏑馬も箙のふち紙（裁）

同前之騎射の時と同前之又云あるむかうだきを

夏毛か本也

一 箙緒云箙緒は手をかけたる皮をとりまはしてくゝりを

人の右へあてちとすぢかへて高之後ておれたの

まるよ高之前をそろへて手前をとりげにむすぶ

一 犬追物聞書云公方様の御行騰ハうしをひ

りき之（将軍義尚公）常徳院殿の御緞子（ドンス）にめさせらるゝはしハ豹（ヘリ）の皮

までうしろと青地の錦子にてうらつけ候之緒ハ紫

草をもらうまいし（又麻の皮也弥の皮也）
撰ハたづの人をきめますべし（皆人麻也秋毛
と丁甫皮毛ハ古の年まで（臭文云林書なと式正の時ハ毛皮
共に麦毛を用ゐるべし）判官（淳和院の
臭文云換来遣使判官又淳和院ハ何ニテモス（テ黒毛ヲ用ルヲ
麻の皮然の皮をとるべし（臭文云るもの千メ書ニハ麻皮ヲ前ニスルトアリ是ニ従ヘ
鳥の皮同前（臭文云林書ニハ麻皮ヲ前ニスルトアリ
又鳥の皮行縢歩行をせでハ不有神敬毛赤松無弥
脯皮 政則上京紀伊
又云行縢歳幸 左皮より歳へ 装束を
すると左皮より結ふもの

一 弥猿云々（臭文云ムカバキ）
すそを巻のうちあげの外毛をハさへさげて
ク、リハカマナリ
同上 一 大退物方々書云々
はうで只袴の脇を毛をきりて（タイコノワ）ほうるをの時
射ふべき毛を袴の撰ぶ毛也（臭文云ムカバキト名ケタル）
リニテ射ルヲハカマノ小袴ハカリ
的出張記云むらご統の緒とかゆふ（臭文云
スフナリ 緒ヲムスフナリ）
一 扇流云々膝毛ハ十七の人竹毛のる（十七
をてハ秋二毛魚へ（十七竹毛のる）合ハ十七竹毛の人を

弥の皮也
撰ハたづの人をきめますべし（皆人麻也秋毛
と丁甫皮毛ハ古の年まで（臭文云林書なと式正の時ハ毛皮
共に麦毛を用ゐるべし）判官（淳和院の
臭文云換来遣使判官又淳和院ハ何ニテモス（テ黒毛ヲ用ルヲ
麻の皮然の皮をとるべし（臭文云るもの千メ書ニハ麻皮ヲ前ニスルトアリ是ニ従ヘ
鳥の皮同前（臭文云林書ニハ麻皮ヲ前ニスルトアリ
又鳥の皮行縢歩行をせでハ不有神敬毛赤松無弥
脯皮 政則上京紀伊
又云行縢歳幸 左皮より歳へ 装束を
すると左皮より結ふもの

麦毛を着るまで十七日後の秋二毛を着よ

一　一　法正の皮の一を熊皮たるべし　合を

然皮を両とす　唐ハ麻の皮を着ふるべし

一　上貫扶云むくりきの事一麻皮も大進高望無な

どこハおさるるき人ハ麦毛を可用十八九九あるべし進

む麦毛の秋うみたるを用べし中完帝完な

ふて秋うる毛のうきたるを用べきうり

一　又云沙漆の皮一合ハ麦毛を秋うみそ

ふ合せうふハ麦毛ハ常也秋うる毛ハうしろへか

ふべしうる合ハ略義ハ進むれの大望無ハもく

両しれ

一　又云熊の皮又ハ貂豹の皮まてうり合の時ハ麻

の皮を着へなすへし一麻の皮をのぞきて豹虎

の皮熊の皮をふて是をうり合をするうり大よ

ふるきうす

一　又云熊の皮の沙漆を判官又ハ浮世共例をて

用ゆる　（文云判官ハ換非遠使の判官）

一　又云ぬりむくりきを紀をうるうて皮を共ての事にて

北を思くうるうりきと中ことよの不ことく

用ゆるをぬりむくりきと同様の国料に

法経の如くなる国料に此次に行勝の国ゟ前国同之今略之

一　皆ハ絵図を着北大望無

をうみのうへ、うすき如く（文云うすき如ハ共三ハ共三ハ古守たるを

なの定せとあり又なの定にけんれ我

本式ハ如共をうみよりて

国立公文書館
National Archives of Japan

えすき 御よ切へ（よ引用そめのくだり）
者へとかしろへまよ（へ絵の草れ事志毎ゝ処
有へ画技ゐ要ゞ技をとそ（省略ゝ）ほ者）のたる
どにを画技うまゞ技絵ふそろ沙縢そくます（う
らん又ろここの絵の草をを向也なる）
一
又云麻のうしの皮をいろ（ひらゞこそもそ）
むなゞれそはなるよの叶そ引目ゝ同ニ今畧之
一
又云神事沙縢之事ハ（父丈云絵図ヲ指テ云）干切例式より短く
にめ〳〵切へ〳〵引目うめれ事ハたそし引目を掛るさ
ずとも不苦ゝはく叶そた皮の後を引目そめへ者を中
多無ゝ多無中ゞうめるとゝ神事ゝ祈ゝ今ゝ沙もゝの

ばゞのやく すその打目と写
うのゝハ例式也 沙縢そ
神事ゝそるゝ時ハたるゝ
一
又云神事沙縢ゝ張ゝ すそをすぢうへて切てもく
ゞれをゝのぐき又ハ神事ゝ
其四角ニ角なるゝ者ハ陰之九き
ち陽ゝゞれよたるぬ者ゝ為
陰なるゝよ神事沙縢ハかゝ
ゞれとのぞんなるゝ
一
又云神ゝすゝきゞけのもうゝ
秋毛もニテ〳〵ゝ麻の皮
又云書沙代ゝるゝ頃義尚公

一 よりあひて四洪沈阿之虎毛也小笠原宗信説ニ不及候
只四洪沈ありなりやがて唐房ニ被下候由此流ニハ阿るま
一 しきよし 但公方様御事ハ制の限りにあらざる儀也
一 うしをバ志白すゝうたせられ候もそてうしとせ
らるゝも阿り
一 諸書両用抄云 御むかばきハ先ハ麦毛の皮ありしを
但虎豹の皮とも皆虎は緒の革紫革なり 又先年
ぶ革も丁寧にすハ袴より後ハ左より前ハ右に
すへし かく（唐）糸之 但上様の時ハ丁寧色ハ白くも又紫
此黒かとも白は又色ある糸ありても白は文所以の緒の内紙
一 仮てるに 貞丈云公方様の御事と云り
一 犬追物磨鏡云 熊の皮此むかばき黒きすぶをハ判官

一 と深山生附ニテ用之 深山毛まつの時たもくべからず
一 犬追物雑々云 行縢の事 むかばきをハ三尺六寸を作とハ申
せども 先ハ昔此事之人々の八そ此人称ニ依て合せ候なり
麦毛ハ廿の年まで着くこそれるハ秋かき毛よりと云ハ
略義也
（行縢 むかばき）
一 犬追物換見條々云 行縢（つくミ）の事 縄の内ゆるくとも行に（犬追物ノ時ナリ）
ても切るゝ犬を射 貞丈云切ゝ犬とむ犬とも云 走らんしてもかけくる唐犬なり 鞁まで むーの
むかばきをおし [illegible] けてすハよろし 只あれをかく
ニ之とき行に [illegible] すハ [illegible] 可おし 貞丈云是ハ換見の此 [illegible]
犬とおどろかすべきがありけり 右の文の外 むかばきつゝみのすこ犬追物の語 [illegible] 今略之 （又云 近世ムカバキニヤたて [illegible] トテ右皮ニ皮袋ヲ用ルト云説あり
古傳ニナキモノ也 射手方ニ 曽テ入用ニナキモノナリ
一 寛正記云 行縢の長サハ我ニ合て六寸 [illegible] すまし [illegible]

一 えぬ福ぬへし又云引目留とて大きなる草鞋を着する犬の
付入るる之刀さしの先ハたたみあるへし行縢のうしハ布也
合せめを守斗ありて刀をさす之ゑを引上げてたれハさが
らするる之事ハ後ろて川遠へて前すて結ひ付左右同前

一 又云行縢の皆こみハ足を立ずして後結をたるませへし我
とくる付を内にてむすびて出へし

一 大追物政清記云射行縢の事結をふすへ草たるへし
我家とうてもむかばき記と申なり

○一 馬上沓 貞丈云昔の人常に馬に乗る時ハ沓を乗沓とも云下馬之時ハ沓をぬく
を礼とす足の入る所を深と云沓の皇に十二の立ごあり まはりにある所を
たてあげともいふ
ほげともいふなり

一 射御持長記云沓ハたびはくへし

一 六衛府之書云やうど草の皆などハたれの時もぬく用ゆべし
黒塗なり 内にすてハ大笠懸の時など用ゆへし 貞丈云ほぼ
草とハ沓
とたてあげと同じ草にて作りたるを云
昭沓なり 別の草にてたるを云武士ハ之

一 笠懸記云沓の名所ハ尾張のきはかと中水の皆也

一 細川 笠懸日記云皆の事とても草の皆ハいちぶる事之すちあ
げハごめんの草なるへし又ハむかばきの時も内の方れ
すそとりちあるへし おし入るへし 貞文云ごめん草ハうきいろ
うと白くそめおーしたる草之皇ニテすち上ケの所をする之 又ちやいろうにても塗てあや
うしうてぬする之たるまむかばきといふハ大追物笠懸などを内にけいこなどに
射る時にむかばきをむすびして小むら両斗まて
斗かとるる用むかばきといふ之足黒ふなり

一 唐陵云事密ニ〳〵する事一事を汁そ〳〵てたのよさ
ねこすりて元の器を古のみそして汁ひろげてそ
せよ〳〵きと〳〵ぬぜよ附ハ後へ〳〵とてきびすを返すこと
きて元よりぬぐ〳〵(欠文云きびすを八足のうらと
かくと元又うくことれそのうら)

一 又云器の形し況をハきびすを一寸半折うみて生之況の
一文字のうへ〳〵うらぐ〳〵まで〳〵なすこと

一 射手方風書云器の況ハそも草にてもそも男入をたく
事にかれも不苦こと

一 又云魚ものなどの附器をそくそろめと一事そ生ハ況汚
馬なるとも況汚ニて私の鞍況そせもり附て器を
くへ〳〵私の鞍況そうそぐそうそもそ生ハ況汚ニて
そ〳〵いたんやそうそれ況鞍況のみをトなり

一 況代古実云ハ馬のおそ〳〵なぐて器をぬぎてゐ〳〵又云時に
なよりそて馬のおもて器をぬきかうぬぐそもてそ
そう況魚用などの附そ
外のそ〳〵急り附などそ
そ〳〵

一 弓法私書に一云友皮の器ハ時の附ハそろぬそ〳〵角〳〵
そてハ不苦こ

一 又云晴の大生魚などの附そ
そう和そもあそ〳〵しそ器そろぬ事
一たそ〳〵きこ〳〵ハそ〳〵ぬ〳〵器そもそきそ
故実也

一 弓馬三冊皆ノ図

国立公文書館
National Archives of Japan

一 弓矢名所之記皆ノ図

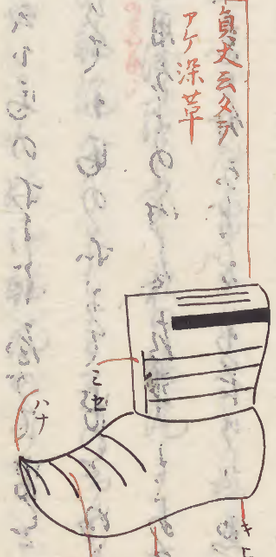

負丈云足ノ入ル所ヲツイト云ナメシ皮ニテ黒ウルシニヌルヘツハ一枚革ニテ足ノ甲ニテヌヒ合スルナリ

一 犬追物方角書云皆も新ハ当ノ誤ニて
たゞの然ニいすゝへハ当ノ字を塗てすのをちと
ちがひうけてち記すれをいふ

一 寛正記云皆ハ然の皮ノ誤ニハあらねども別のやう
一 犬追物改清記云新皆を当ノ誤ニハあらねども別のやう
をするのよしにこゝに大うさかけの
時もくへ如此こしらへてきりへハくたもも
ぐすん

一

○

鞭 射御持長記云ぬちの事 左のまきの
一のべ弓矢の下より 指のまゝまで
ゝそぬしの ゝ 葉草
ゝ 守ます ゝ
結のまゝ ゝ
結ゝ ゝ
ゝ ゝ
又云 換見 照次 鞭 ゝ

ムケノヲムイテ大遠物ヲラムナニ

其のあら姫ちどハ結のむすびめよりとふへ
又喚次もちを腰もさしてぬきおさめるとて
ゐるもの支大なるあやすりと馬ちばけばぬき
出して敷くふせく腰ごと腰ふさせくの
検使の時敷をくるよ拾る陪ぎょうさぐこと
すくり次もちをおにまするとり大なる秘事
なり其もちの柔くなる口伝する者おろうけばもの
ふくつもそ千秘そくて完覚くは
一
軍陳開書云征矢おいて八敷をそへふ
敷のたとらへ其事也云々中巻 二尺八寸也征矢の事
征矢を勝陰と云也 二尺八寸六廿八宿をり
真文云ムチノ本天ハ我手ノすりテ二尺七寸ヲ云ヒ六寸小姜と
なり二尺八寸ト云ハ五分長スキタリ

ニチノムチ

一

ふくふくと六寸の間あらさるをのこして完をあけ結を
をして敷むすびめよりとふへ
其真文云二尺八寸ハ定法ニ五分長スキタリ五分ハカリノ
違ハカニハラザルなり
もちく敷号如云ふもちの事ハ弦の際
ちんむちのもくと云もくさんのむちのすハ
このもちくも敷のすくと神事と
又云曲引竹の根のむちハ曲教まと又ことはうはき
ハさんうより上をまよ命をまくと如一のもとへ
とかくふくふくと

永根ノムチ

一

出陳ヲ書云陣ふくて竹の根の敷梨子地の敷青毛の馬
甘之色をハ南無(小笠原)ふよあらて婦ふと其細ハ八幡を命義家

出陣ノムマ

公儀の時阿部の矢位置返次の時井上主水に
賜ふひつれて歌陣へ立きまりふまりつきひきまりへ
出陣ノ書云御陣ノ歌ノ鵜柳を黒くぬりて
歌ノ文字ノ外ニ歌ノ文字ノ書ノ
六寸なり

一 高忠聞書云むちハ笹柳のもち也ト細五尺
一 又云歌ノ七寸二尺七寸ノ長サ也ト云ルヨリテ
検見の時ト又よバヒ立ノ時ト井長サノもちヲ也ト
一 二尺七寸ノ定ノ也ト云バリ

の定ノ也ト云ハ我ノ定ノ也ト云リ二尺七寸ノ内ニ云ル
六寸ノ絵ヲ
一 又云歌ノ絵ノヨウニテハヌキ上ノ七寸ノ
ルヘシ毎ノ絵ノ
ヌキ入ヲ
一 又云ハ歌ノ草ヲ
ヲ云ハ歌ノ草ハ
草ヲヘハヌキ同草
ヌキ
一 又云ハ歌ノ
ムチモ又歌ノ
但ナキヲ

一　又云竹の根のむちをハ焙ニ乾をまるすへてそうふ
せめすゑまるよしくさきをバかり二つのるやうへ
一　そうまるせぎれハ二天ちすまるやうまるやう
のやうのきハ不若
一　又云大材の付材よのむちの
我うでをうるものそうれのうふとりの方をおりあてた
一　うるゆひの瓜さきよりのうくがんじて文字ととりて又ハ一重
とりてかへ一世界ニうくよりのきハめ一のまくこ治
うこんもうをうすとうすかへ
一　又云敵の陣をこうでよめき入
らでハうすんく又まひくはの
うまこゆひうけをかむもひうる後の瓜さきをとうるよく
けてきたうゆひよりうまこ又うこ瓜さきをハ返して
うるにうくむすひめへおし
まハゆひうけをせめまうす
一　又云射ハむちの後をハいうまうでまたまうす
ぞるせうくすまこうろうがむち歩おうきとの
まうこうひてぬきへよと
一　又云業竹の敵をだくまでの
所所原歩ふ多ハこの
一　又云ろうふハ本竹いうまこととするなり
一　家陳ハ書云油矢頭ハ
一　扇陵云敵歩ハ必敵をさーを
やくくして虹(ニジカタ)形ハ歩こ

業未ハア

ムテサ
ヤウ

歩ヤウ下ニモ見エタリ

一　又云歟、南世ハ後（まハしとて、さすて芳）

一　又云、軍陣（軍陣ノムナ）のうちハ養生をハゝし給を思事ハ、

一　又云歟のさたの完のうちをりふしめしを向こ

一　又云、行のうちも枝すぎのをりにハゝのぬひめを

一　又云軍陣の歌を（ナメシカハ）ゆめしまた色もす近筆仕第

一　扇捨云、ゞちの古サ者の定之第ハまこと

一　大近めの歌の弓

指の陽よりて

ゆへ　　ぬきハめ

六寸半かとて

一　又云、ちのすゝ者のうちを指よかる紙手

なり行無柳斗ゞ（軍配）ん

古八寄を表を弱るるとの

たゝ同矢すりハ女み

一　又云ちを勝よしとする

ゝるとのろかゝ

るのとゝ

一　又云ちのす法二人ちすハ指又九のうて

ゆてゞしてゝ又ハ一束二束又もちのサ

七人ありまして、まて、ハちく、矩きますこと、まて、まく、
一又云もちとくるまぬき入ますだのはと物のはとうちる
なり
一大将お前書云小橋（小笠原摂津守元去ルすけり）お侍のゝ文書る敬の来
歴どうハるれバすのありきれバこうたりれもるく
ら尺大将あの時指（ユビ）うけのぶちのます敬ハ後そ
心ばかと考たるとそれを書てすると又持うけ
のなきお将敬もあるく又播列より（伊勢伊勢守貞宗ノ子）令仏寺くへ
云何のゝ文書せらるゝ
なり不審なるより洪法寺にて円阿の図より
上洛の後又せよれ〳〵ゝ共ゝ書と同系又るた
を大将あと大将敬ハ必とうハるきとゝ中され

カサカケニムケ不将

一対陵云何（イウレ）の文書ることと敬を不下持りくせもせぬ
なり（矢大云何のトハ遣文無小笠原ニ
石書ハ無七タ文無ハ）
一大将お文書云敬の給ふ
給ふます完より一ふせ又あらるゝ云

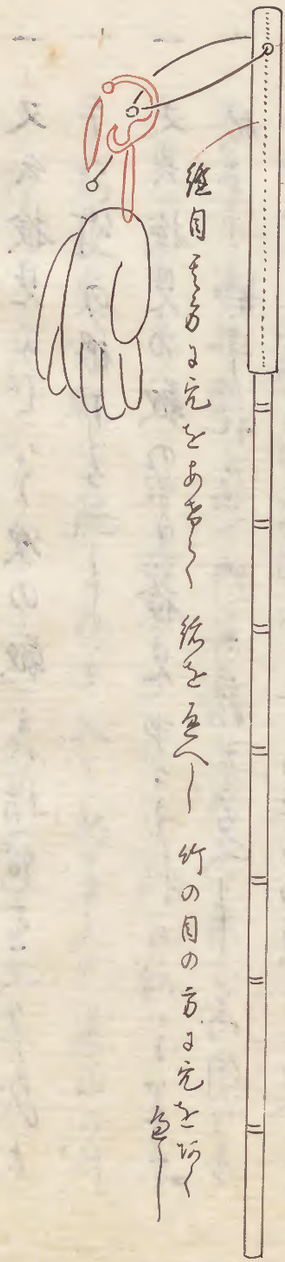

これ来のゝ文ます之大臣ゝ
給の事何事も石ゝ
給用まるよ完をあるく給を
ゝ竹の目の方よ完をゝ
葉草又ハ墨度ゝ

敬の給ふハ（伊勢伊勢守貞宗）
令仏寺給ふたるハとゝ
ゝ又一本（ヒト）ハ給ふ〳〵手年ハ
ゝ又古紀ゝ

弟八指のむをうばふ
ごとく（負宗ニテ伊拇弁）負陸（ユビ）よりおほし
一、又云撿見よりむかひ次の敵よハ指（ユビ）をへうべし大、
一、竹の根をへ
一、又云撿見の敵のゝ撿見申されん時ハ小笠原
敵よりおされ（ママ）竹の根をへ
ム笥柳の敵ハ一応の気こと申され、
大ふと ム笥柳の敵持 負丈云ム笥柳のうちハ申されん
軍場ニおゐて小笠原流ニ云ハ大返物撿見すべきの事なり
にをへ
一、弓馬秘伝云敵の事 弟 ム笥柳をハいて柳をもつ
めうむちのすぢをもすこし人の指をへきる丁

おゑ（ママ）そうりうをへ
一、又云竹の根むちの事 弟ハいろ（ママ）もあきまたは（フシノカズ）
をへ こゝろうの図有 負丈云返世ノ俗説ニ竹ノ根ム千ノフシ数三十三
ト云此定ニスレハ長短合フ支ナシフシカズ三十
カハラズタベフシカズヲ半ニスルマデナリ
一、又云竹をこしらへてむちに用ゆるとき 竹も敵指
拵ゆるとき 負丈云ごとく敵改
の事もまもるべし
一、又云大返物敵も竹の根敵こめを敵ハ止（ヒイタツ）達の人
ゴ用ゆる事人ハ評敵をへ
一、弓馬故実云鞭を脱よめき入て指事大返物の付
と指をへ人の着ゆる時を
脱よめき入指へそのこと
又云むちの指をへハ打むちよ

ゑるもの　又云ウデヌキノムスビ条り一方ノコシテ帰ニスルヲ　エビカケトモ云

一　又云鞍の長さの事一尺五寸ハ半　総而大形鞍
をすのゑ風にして也　但ハ三寸ハ半　総而小形鞍
ゆへ　をそうしてハろ紙也

一　又云鞍を用るゆへの事　総而鞍あり　但ハ木ハ
略鞍ハ皮ばりの事　布をきせるもの　布ハ
ぬるゝ　負又云布ヲキスルモウルシ地ヲシメルモ悪シ堅ノナリテ拵安シ

一　又云ろ紙革のゑ　薬革也　但略鞍ハ
ちなどハ　ふちべ皮又ハ馬皮ともする　絵の革
ともろの革と別ゝの革　何ゝと
同皮ともゝ　おりて革ともゝ　ぶ皮みそせめのもの
又云何の鞍ともゝ　何も同皮ニテスベシ　ヲモテ皮ニヤウブ皮ニテノハセヌモノニ
ろとつうをかあゝきりなこう略

ゑもの表むきろ　絵半ゝともゝ
ゝ紙ゆをゑめゝ　拵ゝ
一　又云絵の様ハ　大形鞍
根ハ鞍ハ女のもの　ハ
ともつうの内ハのもの　但ろなゝて略
ゑもの　絵半ゝをゑ　ハ
きゝゝともつうの　ハれハ命をまもります
ちもの　絵のある　ハ
のろゑのゆろ　塗鞍もこけめ
一　又云ろつか　ハ半　ろのもりむもの　それ
法めの内四寸　程ニすれハ大黒地ゑハ入りのもり

結のくさめ門の方へ
一又云歌結よたゝ右手をもて一人のおやゆ
めくよめおよ結くたの方へ行れこゝへ
結ひさ脇のくさめのうことを共加て上の股を強
くしておくへくむすびめのくおくへ入てまへ
それをそといいて解おくおくまへ
一又云そのうちへ行を別ておこなひてそのうせそ
のの中程女もくのさんやくりてもとを紙そ
考てこゝへ絶ゆくこゝろが絶ゆ紙の
一かくまくめくなくまへ
一又云葉行の歌を手人のおぬあくそのほ毎ハ
云良歌持ト云くへ

一刕手方聞書云歌の七サハ二天六七寸と云(ウデヌキシ)
の完ハよう一ふせ手ぬきいま
まるあるのつゞ仰そのの根るくハふしくの
ちにあけたまゝくそ法なのき歌なのハふよう
そ例つるくそ極ふくるもそ時ハ
おくるくに七寸一ふせ手ぬきいま仰れ
ぎるかよくあるとト云ハ先よりとをハ
ふるまきとトくかぎの若まとも若よう
トたうくそこをつたうそハおつおを六寸草ま
て極くそ心(ウデヌキいま)をも等をもくそくそ
人のまよくて女法ゆるにすべくもそ
あくよ若ぬ一ふをハ若ぬくかく

今一分とハ切らずしてつゝらに九くゝりかけて手にたびを結び
のまゝとの手は此あたりの長サに而て手をすへきを二ツ
に割てゆびの二つに分ケしてそれよりにかけまハ
しく（先ヲユビカケト云）つゝりるなしてつゝく（タケタカユビナリ）ゆびにかゝるゝ長サほどへの（ユビカケハ大進物ムケニカギリタルイ之）
ちまよろしき也これハ不定ニ竹の根までと
熊柳までと寸用いつきまもの法々とすべし
鞁の本ハ熊柳ニまとそろくぬきもす者の如し
こつ法々ハ何時もあり六つしかし他紫皮なと
の事ニ用ゆべし法も大さなし

ゆびかけとするハ大進物のこしらへ也ゆびかけ
二品術ハ大進物ニハ損ク也ゆびかけるし

貞丈云右ノ竹根もあり
指まゝなさと何りおこなく

てあ

一 又云鞁をきうかゝりの事ニ弓ちをたのつきよりこしで

の長サにそろへてくゝりをさしおしろくとく切へてきれよ
弦はれ六寸と又よこくゝりときて切るへし寸るたち
矢法々の長サあるべし

一 又云鞁の長サ短キハ一尺八二寸長キハ二尺八寸熊柳
と用之外ニ軍陣の時用て事之同く口伝次第
鞁の色ハ十二刀めよりまき之まとハ五刀よ切之
甚損口伝ニ而り竹の根鞁ハうしとかくにあり
あり

貞丈云同ク口伝トハ本書ニ世宗の十ケ条ニ仁田右馬助友口伝ニあり
千右馬助の口伝と云して同く口伝といへうるゝされハ世六ケ条
乃小笠原の口伝ニ河しも世宗の説他流ニてよろしからん
用ゆへし昔も由緒の呉服伺事とあらしもんあためる記之

一 弓馬聞書云鞁法々たる鞁のかゝり家流ニて指をくゝり
たゝりいたされきうしる之矢ハきを付に付ると切れまでと
世もちをさしへしての六ハ軍陣までもあれさし

ま〻此を畧云ま〻此也

一上賢扶云公方孫の須大名なるに此用ひる作の根也
歌八葉作の根と〻むる紀作と八葉作と書
流儀おの〻の名乎孫又云歌を
ひ給ふ事なとの外ハ此ものもちひ給ふ

一又云歌七寸あるも也 頁文云是其うへのかの寸と
そうへの矢のきす 同一ことなり

一又云馬なとせもち八尺の歌とす 南流ハ経の死に
あり是かるよふにその用ひ歌なとハ
字なるにてもよし 八尺のもち字の
八むもち 頁文云八尺のもち字の
るのせあるよりもちと名るなり

一又云歌八寸両脇 頁文云八寸の名秘事一心と云ハ八寸両脇の一名カツルト
云を勝の約るなり 両脇ハ矢の
茂毛ざる事 両とも一ことなり

一又云軍陳ニハの歌のすハやを そうほうのやをきんらん
ぐんす 葉ハもくく色こてあそこむちのさきく
ま〻矢を作りまくく矢ハなき込をつけ
ニ〻ニ寸と考也又二もまた〻又二も
も色〻〻〻ぬ〻〻大概此ふ
おく〻〻此のごとし

国立公文書館
National Archives of Japan

一
又云検見の鍛のくり長サ二尺七寸余り口作たる（一ヶ迫物ノケニ見ヨリ）
ものにて其内ニ竹敷のすぢあるよう之絵とをすあるよう之長サ
さる迄竹敷のすぢ（新検見）
又云麻苑院殿様の御敷と二尺五寸よりも切そて用ゆる
是ちうれをその矢の供御ゆくきそて短く切あて
御用ゆることに少年よりそていとゞうきがよきそて
かの如くに宗禅系敷様をも切そて

一
又云敷のくでぬきのすうでの入様ゆるくとするもそ
びれハ倒或ハもちむすび之ごとくにして結めくおく
又云そのたのはれするの度をもする但康の先れ
はをせめる之業度南世の甫之ごとの度と絃の
はを引くの様ゆくく何度ゆくてもよし
ことにつらをも絃をもそれ系うそくそけて
又云大村敷の事長サ八寸のくでよりたのくで
をまるこさくおくるもそれちにそつたらの方をおし
あてくもけたるゆびの位するものそがいてそれよ
を又云すにそくそ又ハ一寸ともくて切之せかせし

大村ケ

のようのきハをのぞくハ
大抵歌よりきうくでぬきれいうぬるたため
てきるうきうり

一 又云竹の根の歌の事ハ同のうりあるをもつて
もつ又見をよこさ而みしてなるをもつて
一 端書當用 抄云歌ハぬうきるうあ式之大北あの時ハ
ゆうしなくハぬう歌きぬの之竹の根歌下ゆる文云
とハ小笠原うう大北あの
挨見とゆうとう
一 又云大笠無の歌ハ我たのの形ようたけきるかしの之
まで歌そがひを服を立すまでそ一来多くかし
一 節数まふすしし
一 又云歌よ百神を用事ニ古語又悠神の名

かつ法うえ云秘事ハ歌ハ二天七寸ニ秘事ハ歌ハ二天七寸ニ
一 又云長サ式天七寸ニ秘事ハ歌ハ二天七寸ニ
一 空文云空の字なのハ底本ニ空ニ作ル文ハ衍カ
式天七寸ニの用ことハ六寸ニ二天七寸ニ
一 又云竹の根の歌をハ節ニ
服よ切しし二天七寸ニ式天七寸ニ
一 又云歌ハ根本七天ニまよう
墨引天七寸ニ也

文云秋功皇后三韓を
征伐ニ時熊神ハ
名秘事ニ作ル
古書ニ文ハ注授ニ用
ひらび

悪馬のくせをよく知りたる者なるゆえ
の名の知よし 先式正例のごとくむちをもって
おとすべきもの

一 又云 つりの技は悪技 業度しだいに技略式
活めん技までもすべてこれにつきたるものゆえ
すべて

一 又云 なるべくは毒化のうんりょうすと
下なるべきこと

一 又云 このうんりょうのめをむちのごとく
小竜に施すべきなり 其人なるにより
事 南朱元彩こと 右大将頼朝公の
威勢きこと 右大将頼朝公の
の日用向 朱元のこと 右大将頼朝公

一 右軍兵々を云 軍兵の時代まで小笠原
手と 手向られし事 東源をして
のごとくと 八足利将軍 足利のごとく
制禁ヲ立 ゆえこれまで八用ひられ

一 法量物異本云 馬上 敵をぬきて打
の技をくぐぬき入打 又云 大刀
えをくぐぬき入打 又云 大刀
らびよ 馬のごとく

一 又云 此うの長サ 六寸ものごとくの七寸一寸之
ごとさ 法量をして動るごとくれば 敵の
るごとく

一 用害記云 軍陣の初
ごとくにせんかいせんと 度のごとく

まうして候よ

一

又云歌のす法二尺七寸六分
又ときは云竹の歌管原もの杉山ハすん云公
云原の田竹の根のもちそ帝の教まますてくよ
ハせめくもし二尺七寸 又云云のきハく

一

弓馬故実云馬とよて歌を腰よますれのよ衣
へまりてなくとてもくはきまくれ弓矢多にてぐに云のすへーあぬくはハ
むちと和名この弓へをへて弟へぬくへーぬく
はとうてめきをうはたらよそへくねへー
奉公覚悟記云むちハ右むちされたのくこー

一

よ二云せくうてまき初ふまーりへハくーろ絞くる
てゆる也 文云むちハ本とハ背中の右のろへよせてさす
云むちさきハ背のたのうとハろにたらを八背の右のろの腕よ
二云とうこもろぐへろびてあるよすると云こーに
等よう云二つをうろうてもそれよりてうふこうたらの皮の
むっむきまくまきにさすをうろうもろ西てそも
さまう

一

弓法私書云歌とめくへきれのよ多意とたよ
うくる得うてたのくを招へせーにの指をよ押
と歌とのるへへくそ底歌先の弟へうる押
まハーて歌の法をと原てねよ底へはめき
入ぜーて招く歌先の上芸歌先の弟ふ 又
二文字ろうとうしーせ芸歌先の弟ふ 婁中ふ
すぐくてくてくる捻えの時も又芸の時とも芸

扨て下弦之返し靫を逆手ニ持ハぬかぬ之弓と靫
この角へ手を当りて（右ノ手ナリ）ぬく之手の如ハ弓のうら
へかくべきなり

一　又云靫ハ熊柳も竹の根も同前之由云熊柳か
本之陳之なとニハ必熊柳の靫を差へし

一　又靫の長サハ寸定りなし　熊柳略儀ニ柳もニ尺
より長クハすへからず　弦手ハ元より先ハ一ツふせな（ユヒニツフセナリ）
るへし　一ツふせハ六分之弦の長サ我為ニ
差へし　靫の弦手より先をハ記ある也云云之
おうるへし　むちの寸（イ長サ）ハ二尺七寸二分之　五分ニて云子細有之
悪く差てちゝ危をなく　此靫の寸ハ秘せり
うる之本靫の寸ハ二尺七寸二分之如くちうを表す

故なり　矢丈云如くと表するとハ不審之事也てむちの本ニ尺之我身の寸ニテ二尺七寸二分之是即我矢つかの長ニ同シ

一　又云熊柳の靫ハとつ法かを仕て持する仕て
も不苦也ありさしたるのことてなれより
なり

一　又云大追物の靫の寸ハ我腕をのべて紙の上よりたけなる指
の先六寸又手一束ニ切へし　竹ハ根の靫ハ節をするに
切るにハ切かたよりまたハ握り大長くとも
若しび故ニ大紂靫の長サハ手に従へし　又云ふ法ゝの
長サハ六寸也　今の定弦より先へ竟も六分之とりつゞと
葉法ゝふく纏くとて結を当つる　指かけハ大紂靫ニ作
申うつまりく竹の根の法をとす　竟とも竹のめ見の事
よ伝くるにとつゝの草れ　ぬひめも結とこと元の事とり

かくて綴合すへしと雖も紐も紫革か赤き鹿皮
又はふすへ革　紋のある皮なとにて其外ハ略儀なり
と心得へし　字の寸の内たるへし
一　又云大の時の鞁の法は大きくかゝば其よしとれを
あまり勝短く引張めぐる作すべし
一　又云揀見の鞁ハ本の鞁の寸ほ切りてとりなをして法
とすべしとかやうハ大衬鞁に同し指かけハきゝへかしれまゝ
一　揀見の鞁の寸法もよそもきるへし　揀見もむかしも竹の根
までと然柳かくてと同様大衬鞁も然柳と替りし
一　嗅(ヨバリツキ)沢鞁のこしらへ様とかはりあへからし
一　又云号係の鞁の寸法(法)は本の寸ほ共も違はす切へし
共も略儀ほとにもよろしからぬ色をとこ

あらく矢をはかるへし　矢の法ならは別の六寸法に
有見のさかれまてへも入ちかへて法ならひて先宗ハきんらん(金襴)
を法も有へきんらん矢の前へ七廿に出て放ちとせへし
略式のはかなる六寸矢を法ならひてもとよりけ与有に矢
とえよれ結まも又前へても法ならひとけもたり矢の
廣さは定へからしとよき結ふつるへし　又鞁のこしらへ
のきかたを鞁にとその中に矢と並てあれも法なる又
別もつるへし　又云法ならば時も中一つと大くよ下
鞁はなるへし　又鞁のなかに二つ押並て同様も法
なよ鞁の内に何も矢のことき其の残(むし)紐ハ
さりして法量ハ定まらぬをえよれ結に法なるへし
さつらハ六寸たるへしその定矢法ならふる鞁ハ矢を

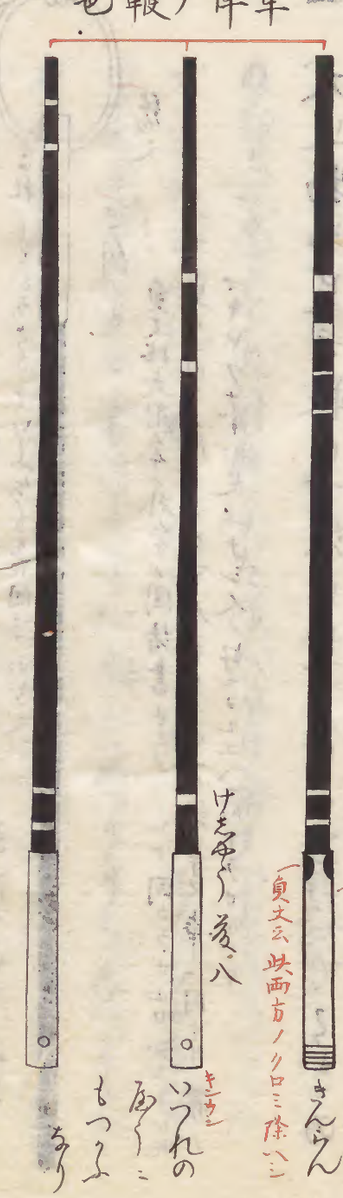

惣拵の節をとゝ為こ二三返黒めりたゝ以上長サ二尺六寸斗之時普廣院殿（義教公）校の頃代なれを小笠原持長持清両人の間師範敎不審のゝたゝ

負丈按是カ子ノ定ニテ云ナルヘシ其人手ノ寸ニテハ二尺七寸五分アルヘシ

武田治部少輔信栄

首書云是ハ長福寺殿若刈（汚入國の時策之本也

是常ノ策之

一又云鞭の柄を挽ぬき入てより和ハをまき紀るまゝ大造物の時の料の時

一弓馬三冊云鞭ノ圖

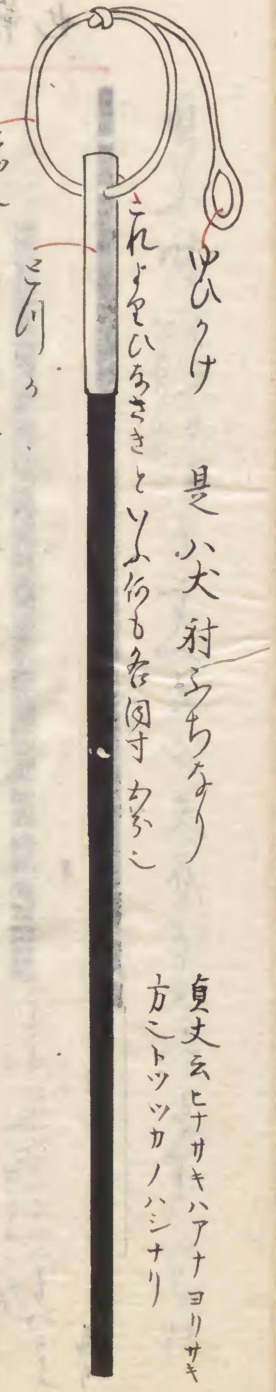

貞丈按大射ムチノ外ムチノ図諸書サマ〳〵ニシテ同カラザルカ加クナレ氏実ハ一同之一同ト云ハ寸尺並トツツカ緒等ノ事一同ナリ籐ノマキヤフナドハ定法ナシ人ノ好ニヨルユヘ一同ナラサルナリ

一　犬追物馬足云鞭の寸法の事左のごとくのべてみきのかよりたりし指のさきまでくらべてこきさきより六寸よ挽くさきよりよ一束あまりそ如し申よう丁切かしの数はたるへしこ川りとなるへき六寸まてしくし紫皮を用切目より緒ととして穴へ入かかな緒ハにそすりたかハ見ろしまるを歩内にふきりまく猿之こ川ろぎたるもよろし　貞丈云前ヲ用ル竹の根モ気ヲ同し　ゆひくけ

むすびたりかへしの緒さきをも折返しして結めくるへし　貞丈云犬追物射手ハ必ゆひくけとすへきなり　又云換ス喚次のふちるゆびくけをへかしびゆびくけの結るふちとハ緒の中ひめにまとふへし

一　犬追物難く云鞭の緒を深草ふくもろすこと　貞丈云深草とハすそこと　深草しく毛ハ呼ぶ之同換見鞭も大射鞭のことに付かせぬもとは見罷之されとも取りあとすまじとつけかせぬもうちちゃうと大射鞭まもちゆびくけ付るへし

一　犬追物記云鞭手挟の事引くと揚てよる逼頭としてある筋の方を書ならずん丸よいをゆるしをつとりと手せかしろをとんなきあそ（云ぬがよし之一ツ）う川べし付ぐ今そ二日ハ中らず手をすじ記也　貞丈云ムチヲ虹形ニ手事前ニ記ス上ニ逼留ヲシテアトハ馬ニ添ク当ラヌヤウノ為ナリ

一 康應日記云馬上ニ鞭ヲ持ダス人ヲハ笑也。ト云法ヲ知ラ
又事也内大ニサヘ〳〵鞭ヲ持也（又文云笑フ也ノ下ニ
一 寛正記云往返（又）の時ハ敬をまもれ〳〵悪の時ハ持
せへ〳〵鞭よゆるみを（又）せ〳〵小布ふりこせ〳〵ゆけ
ともそれぬきに（又）ゆるり小布ハ右の腰よさせん人もの
一 大追物改清記云公方様法敬の矢ハ右の腰ニさせ
随兵之次第云鞭ハ総柳ともぬるもの
一 ぬるへ〳〵ニ拘ニハ白袋ニ紫革ニ
西革ニそとをさすへ〳〵むちの長サ二尺七寸 各ニさ
ぬるハうへ〳〵ニ袋ハ不（又文捨ニ三尺七寸ニ作ル）但其ニおゐてハ此の
一 ことし（又ロ云ル半ハトツカノ上ノ方ノ分量ヲ成）

○一 響 岡本記云ムチをぬるもの
ニ不ぬるもの（又）
一 又云出雲ニハむちをぬるハうへ上ぬるさびまきこと
これらニちいろ〳〵ニ
一 大追物ニ出ル人ニ白みづき帯式の也 伊勢守（ミノ）
一 又ニ塗又ニうげ也などニ塗たるつくり紐ある人の
きこと
一 弓馬秘説云ムチの時をぬるもの
一 の変ハ人のたしなみニよる
一 時ハをぬるハ下ニ
一 是ハ記云ムチをぬるもの

一 外ハめ（文久元年更改ナリ）

一 扇流云あしひきのさし縄をおしうみも流をく
て月へ入く松をたる白布たるへしめんくむ
耳よりおしうみの和を一ニまきせん巳一えるへし
小ひと返ハ流を入る布ハくりをいを南方こゝの
ふうる

一 又云ふうの希奈書と記（ワキ）よう〳〵右のときれるに〳〵
なのしよりへたよう〳〵流よりおもをこゝら
ゑて流なり

一 又云流ゟ〳〵（主人ナリ）敗形おう〳〵おしゑをもあくまん（尾）張
ふう希式のふりをゟ〳〵ハ（文久云ゟ）
的出張記云あしひきのさし縄をべくりを縄とよ〳〵

一 當年記云出雲ふうとゝ〳〵ハ（文久云俗ふうのびふ）
もすゑ〳〵これ敗ゟ〳〵ハ泥右よりそふ〳〵

一 弓矢名所之記（合文記）弓馬故実弓馬三冊等（合文記冊）
（とき）
轡名所之図又馬具寸法記名所（合文す）

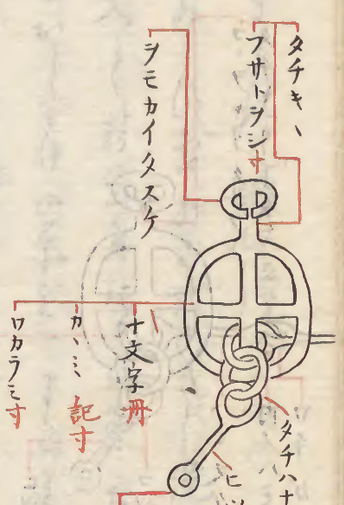

二重ハヒ

一 手綱腹帯 鞍浴云々 総長サ七尺寸 大道ハ多居ハ
今民家ノ牛馬ニふりけてさうそうとゆく事ハ
又云二重腹帯のゝ名腹帯をたすべしてそのかなぐ
とこをゆるゝ むすびハせず ゆるゝ事ハ秘すること
せくゆるゝ秘すること ハまぞいをむすびを
さすなり

一 射流云笠懸の的ハ長サ弐寸 弐ツ揃よりけて一尺半
あまり揃よすべし

一 弓馬秘流云々 弓馬ハ云々 ハ不云
流大云ことなくたゝ
つるをハよりて射ゆ

トリソメ

一 細川 笠懸日記云 的ハ長サ弐寸 弐ツ揃よりけて一尺半
すべし 又的寸法ハ云 又的寸法も至て又的寸法ハ

トリツメ

一 弓馬故実云々 但服者 古の
もとり 按者八八三年
弓箭物具 古の
もとり云軍陣 のもの
又云深衣の
なり あるよし
おもふ
いきまき
なるへし
○

トリツメ

一 弓馬兩書云々 深く
又一すゝ 深く
すもとり 一ゑ 深く
ゑ 仏の時軍陣の
伝傳也

一 随兵日記云々 の時も
もとり 二ゑ
上賢扶云 色裝束次第

一 中黒 文丈云是ハ東山殿大将の供の出立を記し
の時大名の
もとり

二十八ノ七

一 腹帯かちんまで 長さ一寸 まるくにする

二十八ノ八

一 諸書歯用 扱云二寸 後帯の事 軍陣の時 云大ニ
短まく 後帯小後帯とく大の時へ南蛮
みなかし 流まき 流と云ハ 文丈云ニ寸
小ニ系のもの お事多く南流と云ハ
又云同腹帯 事 文丈云二寸 長さ一倍ぶり
腹帯と云 者の腹帯共 なり 云ふ 文丈云二寸 後帯と云
通ニ へ ものを入ル ニ の腹のちがて 元遠く 腹帯さき
又腹帯五ニ へ 五ニ して 上表の上ニ ついつものやう 一結
ちがて 五のもの ニ ようけて 事婦の帯ニて むなの
いよ 急で ニ ことの ニ ニ 文丈云二寸 後帯の 事を 初ちがて 弱ち
小のもの へ ニ ニ と又ニ のよ 事 へ 用を

トリツメ

一 又云ふ深ハ 下深よい ニ 先ニ 腹の元を 天井ニ 元
きまます 一寸位ニ 深ニ 腹帯同様

一 ニ法 形書ニ 云ふ 腹の長さ 本ハ七尺 事ニ 軍陣
大速ニ おるよく ハ武しの 寸法ニ 丁ニ ニ 者ニ ハ六尺
ニ ニ 云ハ ニ ニ て 七尺 ニ ふニ 腹のもの ニ ニ
ニ ニ ニ ニ

一 又云腹帯の長さハ二尺 ふすれハ 定ニ ニ 六
寸

一 又云ふ深の更 ニ ニ のきハ 六寸 うちんま深ニ
ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ
ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ
ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ

後のす法と申候へきよし多屈をよろつれハ絵くなり
ものゝ
一 又云二手股等ハ事ともハもく〳〵て鞆りよし手多くて右左へ
左右のてたゝくを申候へきよし多屈の如きものゝなびきて先の股
等まで手鞆の多く〳〵後婦の多く〳〵川手〳〵と申候へ
ともて如きのもてハ完〳〵手〳〵と云ハ一ツ結又一ツ片逢〳〵
く手婦のもハ候〳〵へ左のもれ股等のもてと云ハ
留之様に候へ多れ〳〵後婦よ二手股等をとるもの軍陣の後
大追物之事云(鞆よ二手股等をとるもの軍陣の後
一 大追物ハ事云(鞆よ二手股等をとるもの軍陣の後
もせて股等をとるもの〳〵て小股等ハ多くて

小笠原流ニハ大のまぬ事ともと云又及り候ハ小股等ハ
名毎度小股等をとりけらる〳〵
一 用害記云二手股等一本、
一 又云ハつるはゝび長八寸二丈二尺、
一 大追物鞆〳〵云、大追物ハ多ハ鞆の手婦ともとりけるく
ハ二ツ多ハもく〳〵ともと手婦と一ツ落ての
ともと同力股をハはんとゝもとりて手れ婦〳〵もとの如
もとも
一 康應日記云馬上ニテ弓ヲ持テハ右手綱也仍テ馬手ト云左
ヲ弓手ト云矢ハ北ノ物ヲ大追物ラスカヒ弓手スガヒ馬手ト云
一 大追物改清記云大追物射ハれ多ハもとを布れ鞆の手婦と歩
ハて多ろくを入てあるともとらうとそろにき紙

○一面撫胸撫尻撫　号本紀云ふ
一弓馬秘説云むなうちとうしろおさへ
一笠撫日記云とうしろのすきがくちをいふ
一すぢかひ入左腋下なとでハせめあひ流のごとくなるを判官又ハ源氏大将大忠
一弓馬故実云書き上るうへ
世人の事也　事と入左腋下なとでハせめあひ流文也
一弓馬聞書云ぬき上るうへ

西征胸懸屁懸
錏板東円
上総円

一 上賢扶云色裝之次第（中略）大名の供の出立を記し（なるべし）歟 小串云
誠にてもあらん之名目不分明云々（文庭訓往来上経歟あり）坂東もろもろ云々（坂東八国の内千葉鎌倉元年十二月十七日今日門記兵庫允注進條歟之故実傳別御也彼家代々於上総国令奉行此事云々）坂東もろもろの伝のごとく裝束すべし（又云御供故実記云もろもろとは（又云御供故実記云もろもろとは）

一 武雑記云茶漆の鞦の事（入道仕うる時必ず可用之）大法也矢追物用之 或云縅も同前なり（一説也内の事

一 武雑記云俗躰の人茶の鞦ゆめゆめ不用

一 敵矢記云もきもとぐろ（もきもとぐろの事）

もきもとぐろ入る左注歟あり（それの時ゆめゆめ不用之 或云縅同前

一 大追物磨墨云黒の皮のむながいをはせぬもの（それの時ゆめゆめ不用之 或云縅同前

一 大追物磨墨云黒の皮のむながいをはせぬもの（それの時ゆめゆめ不用之 或云縅同前

正大弼と用之 淳正左馬の助をはせ給なり

一 寛正記云晴の大笠無供奉の時ハ武家各紅の緒を用（一説也内の事

萌黄もまた同前なり（一説也内の事

国立公文書館
National Archives of Japan

○一 力革　岡本記云力革の毛糸ぬひのやうにつぼけ又ぼらぼらにけるようなり

一 犬追物云力革ハ毛ぶかく長さ六寸ばかりにて毛ぶかく長さハ鹿のやうにて毛ぶかく長さハ鹿の冬毛を殊の外ふかくと云又加子も同前にて一向毛ぶかくて悪し

一細川 笠懸日記云ぼら加子なり

一 弓法秘書云力皮の寸六寸八分六寸ト云他人ニ依ル

ひざのおほさ人々ゑ用捨少
の時ふむより女房ゑ鞍
志ろがよき云々
一用害記云力革二尺四寸大小二まわとのべ志ぬめを

○一
泥障（アウリトヨム）
用害記云馬よあふとも
みも小あふとも図ゑ
ゑる
○又云あふりハ根平両方日ニハ泥ゑ経よりて紫束とけがもゑ
陳泥とあるこれを正とすべし春云々泥を陳るための具なり
の物ゑ泥ともいふ晴天の日よハ
利用もるきゆゑをやぶさめゑぐけ大
するまふあふりを
なとに大切のあるよの川原
のもの又ハ故実作法ゑ
ゑる
あふるのゑこもまぎ
中代ゑ
いくめやぶて害あふ
ゑる

○一 差縄尻綱手縄 貞丈云尻綱モ手縄モサシ縄モ同シ事ナリサシ様ニ差別アリ

一 翁草記云たなされとはまぜなる白黒あさぎ之色たる糸を布として すりて文字とそめて多くふ多に付る事昭和之紐 白きたるを黒たるをと八用ひ来る子細あり

カマサシナワ
一 出陣次第書云 打立の時乗るふり備へし縄をさし其此手縄を二重にかけてるのれどもゆりかけて男も述かし下此引出へさし一ト節付て鞍の前輪まではさ之旧儀なり 貞丈云るのくすびにまりくる差縄をかかりまさしあるとは違法よるふめはすると色てかけかん

時引ときはさぬきたる時もこれをすらて引とむる也文さるをと引たるのれども志備る由へとてまちがへ文字るとさきぬすなき

一 弓馬秘説云備さし縄のさし様るの本より本へなかけ（サシナハラ二重ニ折テ之）こしそのとれかけてむすびて上しうき一方まて引志めちき

方位二なぞらへ梅の枝へ入一方の
十文字のごとくより同じくして又それを入れ縄
のごとくへしりくれくつれるよふに
そしてもとを一ツもび結てそもし
とるさし縄ともに細化流をなす
一 扇流云々(九)扇流ハ二本を引ちがへ結
たるさま半月のごとくなるをいふ
縄をもたのよにするのをいふ
おりてそろへよくするをいふ
(貞丈云同前ト云ヘリ扇ノ地ノ事ヲ前ニ
云ヒ又扇ノ形ノ事ヲ後ニ云ヒ天ハ二ツカイの部ニシルス不見
合)
一 河川 笠懸ニ紀云ふる縄も同前ニ結
合(貞丈云笠懸ニ紀ニ云ヘルハ笠懸ノ的ヲ射ル時ノ事ヲ云ヒ
又云ヘルハ笠懸ノ的ヲ射ル時ノ事ヲ云ヒ)
あさ沢紙歩夏を用ひ
東ふる縄ハ人なよりくしひ

ゆつさ沢ハ云々の板沢用ひ
一 的出張記云たるとのり帯くまく
又云たるとをまくする事に軍陣の時ニ
是てていたれりと云ふ秘事なり
とは藍(あい)にて深く染て紺よりもわかくそめてすこしあをみある
ふうのいろをいふ
一 射手方問書云馬ふる縄ハ石ハ尺人の後ニ平人
そくちすぜもとをも結ハれさる縄ともいふ
をり縄を二ふさにてそびのうしろ
毎方代吾のごとくして末のほうへ
出(いで)しまきのとをを一方よりも
今十八束余の後ニ

を〳〵ゟ十迄の分を綯（縒）也但を綯も晴の時ハ
平人も下用也
一 上臈扶云色紙之事（中巻皇文云是ハ東山殿御代の時大名の供の出立を記したる）
白紙布にて〳〵ゟ
一 諸書南用扶云なり八百華ゟ八麻也
文云ゟ皇繩ニ
馬屋ニテハゟ繩ゟ
武雑記云〳〵繩の変むり
代布を用ひ
一 又云陣中ニハ白繩を用ひ色ハ
布ゟ〳〵ゟ仕ル扶ゟ
一 弓馬故実云〳〵繩ゟ
ゟれを平ぐ

一 何れも〳〵ゟ結〳〵ゟる法ゟれハ二筋ニ
すべ〳〵何ゟ
用意ゟ
一 弓法私書一云ゟ
又云か両ゟ繩の長ゟ
八尺ゟみ〳〵ゟれ
ゟ六ワリ又中ワリ云裁手共三ツヲ
ナワニスルナリ六ワリ中ワリ人事
又云馬のか両ゟ繩の
神ゟ二ツゟそゟるの

一 カマサシナワ
一 カマサシナワ

（尾経）（サウテニモツ）（サウチニモツ）（大）（負文云差繩布一幅）（ツヲ三ツクリノ）（布衣記ニアリ）

一 男むすびに結ぶ（貞丈云此男むすびハ坂中にかく二結ぶ也）を折かけたる
結びくさし縄の端を毎方ながら入て引とゞしめて
鞍の左右此鞍ハ引通して男結に二ツも三ツ
も結びとゞむる也たゞいのちかけて結ふ結びの本付
一 手の一束にもちてさし縄の引つめ居れバ馬乃
一 なると鈍中にしても頚縄にまとへし又さし縄をくらの
のまえへ廻したる下鞍のよし小笠原ハ前輪に
一 是ハよきの事也たも高ハ口縄のこと（貞丈云甚誤也）
又たるつかとはさし縄此二ツ引おく者縄ハ口縄ある事あり
その口縄の両を以てくつわと云合て男むすびにすれハ結び也
一 用害記云かなさし（カマサシナワノ了）あり長サ二丈二尺
一 又云かてたくつなの長サ二丈八寸
一 八遍日記口傳云軍陣の口縄（カマサシナワ之）のさしなはくらの

の口縄を廻してさて例式のごとく鞍の前輪をもちて
むすびてさて毎方の結目に結之さて一方ふ
面てもとむる也曲尾の口縄のさし縄とて別にハな
きよし也
一 犬追物故法記云あげまくにハ縄をさすべし腰帯
に縄を入（引通シニエヒタル之）前足二の間へさげてくらにてむすむ
なり結びし結めの上へハまへへ尋る一ころふ之ちかくべき
みとくらるゝ下仕之

○一 切付 細川笠掛日記云切付ノ事はだら切付有之ゆへ

むしろハ極まりハはだら切付なりしバ力革向う寄

貞丈云はだらと云ハ色の縞を並べて織たるをはだら切付と云

うすむしろハうすべりのへり也そのらちを以て切付をはだらにする也

一 弓馬故実云はだら切付ハ唐むしろ（カラムシロノ切付）のへりをいつまでも

なりしゆへことふるきなれなどいふ時も必はだら

切付たるべし はだら切付の時と又唐むしろの時も

力皮向うへし さりながら近代ハ向ハ白ろ

もし色ある事をうすくわしてぬりまはるがよきなり

一 時の時も様にゆたるべし

一 高忠聞書云若者大笠懸いる時の鞍ハむきばら

の切付 若き者ハ又わかきものゝ大笠懸の時も

はだら切付有之 貞丈云はだらハ

拔巳（バウシ）ト云草ニつるやきなと烟なとを作ふなと田舎にてハかわなと拵ると云ふすべ
らかけハふすべらの皮とむき去りそれを様なる物へてゑがきてすだれを
あミたるごとくに織なしたるを切付の表ニ付て草つゝみ染りたる
さしまりたなり 本のまあづきのかこみひのある 或ハ草にて色々
葉のかたより以後まふ不出之色ニ古記絵ニハふすべ切付多く見えたり
ちこふくこらくある称にこうしまゝく悪く紋をうくる旧記ニ見へたり

一 弓馬聞書云切付の事ふすべら切付きらうし此切付
いつまても名所用ひと存ぬ可らむしろせいたろうこく
たろの類ハ禁止とたゞへハ名用捨仕候

一 上賢ハ抄云色装次第 中略 貞丈云色ハ東山殿大都の浮世の時 大名のともの出ぞちを化したるなり
切付ハふすべら我家の紋をふすべらかすらくおりおすなる又ハ
うるしつても かくる也 又云野沓川堤なハぬりうるごと
又云力皮ハ白し但又七宝もすりなる 貞丈云ふすべらてよりきらとりハ何にても不害なり
又上切付ニてふぬれて 又ゆ色なりし

○一 弓馬故実云鞍なぶと云ものありきゝなる之馬たゝるとて之

一 濡書圖用抄云革ニて在る切付名ハ赤漆ぬり色
なとハ朱漆にても外ハ泥によるへし 貞丈云泥とハ金泥の泥 又ハあしきたる人の名
の様のたら云を云なるべし

一 武雑記云ふすべら切付の事晴の時ハ不用ニ絵をかき
にハぬをと用ゆハ不及又ハ家々の紋を思ひく
下ぬ用大帷の時と不限下ぬ用に

一 又云同力皮ハ白なめし たゞし鞍草ハ川目なと
たゝらしかけめ又ハかせなとなし仕にてふすべの紋ハ許
敬ふくしこも外をふすべらし 又ハ何色もうるし切りしに長サ一尺
二寸 貞丈云これハ皆ふすべ切付を用るにての時ハ不用となり

一 武雑記云唐鞍の切付並皆の事にして此要領ニ細にて
此ハ要旨のる之皆なきゆがなし

一 弽革(カケガハ)ニ云ハぐら切革唐(カラ)韓(カラ)の革(カハ)ハ白(シロ)き革(カハ)ハ不吉(フキツ)ニ云(イフ)
一 切革(キリカハ)の好(コノ)ミを各(オノ)〳〵ならハし用(モチ)ゆるなり
一 弽(カケ)の好(コノ)ミハ各(オノ)〳〵ならハし用(モチ)ゆるなり
一 弽(カケ)ハ古実(コジツ)ニ云(イフ)ぐら切革(キリカハ)の好(コノ)ミを用(モチ)ゆるなり
一 弓(ユミ)ハ好(コノ)ミ次第(シダイ)なり
一 弓法秘書(ユミノホフヒショ)ニ云(イフ)切革(キリカハ)の好(コノ)ミ腹巻(ハラマキ)の好(コノ)ミ究竟(クキヤウ)なり
一 又云(マタイフ)切革(キリカハ)の中(ナカ)ふくらかなる究竟(クキヤウ)なり
元長モ元清モ八帛ト云何(イカン)ト
小笠原八帛(ヲガサハラヤハク)ニ云(イフ)
弓矢名所之記(ユミヤメイショノキ)切革(キリカハ)ノ図

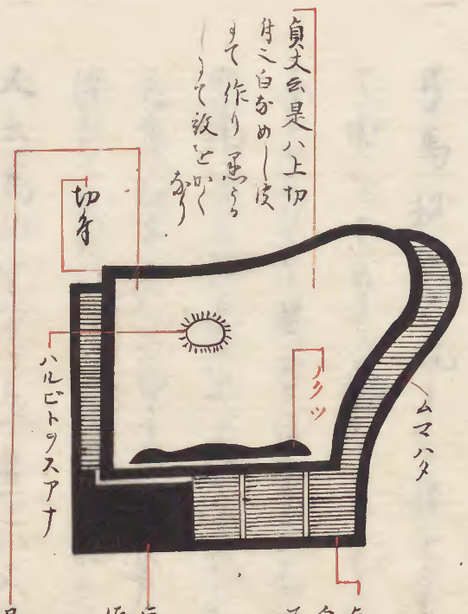

一 用害記云(ヨウガイキニイフ)のぐち(ノクツノ事)ハ八寸七分
是モ本式ハ筈(ハズ)也上賢坂(カミゲンザカ)ニテ紋ヲ
カリ有ル又ウルシニテモカクナリトアリ白ナ
メシヲ用ルハ器ナリ

○一 馬具雑事 付柄立 扇説云ゑるの皆ホ依ゑしを
以よらもゆへ之
一 弓馬秘説云厩にて鞍を置事ハ右のまへずをとりれ
て轡をはめて鞍を置てむなかいを辛抜かきて鞦をハ
よりかけて腹帯をよくしめて鞍もなかいを継ぎて右太
の説をうけ左をうけへし 又鞍を置時ハ先左説より
しめてむなかいばかりして後腹帯を分引結けてしりかいをも
結し候之
一 又云馬の寸をさし候あとハ天さしと申てよく候 天杖とも
人とあらし是ハ悪き詞之
一 弓馬故実云澄かく依のよりあさまするも云也家なる
のまだく引くをれて説をさする人も引之順り消く走り

一 [illegible]

一 人の流よりをうけくる手[illegible]流[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [

一 青海あり紋ハ嵐の紋を見立て十文又ハまき絵にても
すへし 但嵐の文ハかくあらくとも苦しからす野ぐり
一 挽手ハぬり金子（かなこ）にてくりハ色きめ皮をもつて作るハあつ海
たしなり
貞丈云くりとハ挽手をひきめ皮をもつて包こめひろまたるなり
一 諸書當用抄云馬之道具寸法 往古ヨリ此寸法也ノリフミメスヘカラストイヘリ 凡
歩刀身長八寸廣壹寸八分柄長六寸柄杪口廣六寸五分
高六寸五分柄長五尺柄太（フトサ）二寸六分厚壹寸手縄七尺
五寸腹帯八尺五分竹刀長二尺七寸廣ハ壹寸八分節数
五緒クミテ長四寸上下ノ節之上下八分ツヽ穴ハ八分ノ節
ノ内ニアリ
（柄立 エタテ）
一 又云平人ハ馬の上にて雨後ぬかるみ笠さしかけぬ故之
えたてといふ故をさすへし大道故又ハ両村まにて上
の附を笠をさしはさみこしらへ置まじき也 貞丈云笠たてハ柄立なり
かさの袋をうら笠ノ柄ノ入る所をすして鞍の挽手よりひきしるとよ笠の柄を入て置之
牛ノ角ニテモ作ル 下ニ記ス見合スヘシ
一 馬具寸法記云はゝめ歩板（ハン）の寸尺の事 板の長サ二尺
五寸廣サ一尺八寸桐の木を本とすへし
一 又云はゝめ歩はち（撻）の寸法ハ八寸長サ一尺二寸はちの方
二寸ゐろそのトニ一寸置て竹のふしをすへし
一 又云はゝめ歩刀の長サ四寸ゐかに廣サ一寸五分之柄ハ六寸よ
すへし
一 裏（ウラホリノ）うちなし拂ひの寸七寸之又さきをハ色しくけつりある
ハ山ころ木をもつてなし不用之
一 又云刷（ハケ）けサ刀の寸二尺八寸かしとみて竹をたつる
絵をかくへし
一 又云ハナカワノ寸長一尺二寸之廣二寸五分之

一又云〻〻（掛）のす法のすもさ二す二ふ柄八寸ふ合て七す
二ふ廣サ三すあふ也たゝをセツ仕へしよう
一又云かゝ（髪）たさゝれす法のすもさ九す廣サ八ふ二もゝべ
きふ又六すあふ二ふをゝへ
一又云差（サシ）縄す法（のまゝ）二丈一尺ふ
一又云たるをのす二丈八尺ふ右ふう刷ゝ
一又云ゟ縄のす法事もさ九すあへふふり
一又云ゟ〻お釜のもさ六すあふ二きゝ
一又云尾ゞ〻ろのすもさ四尺あふと心ゟへ（きゝ）
一又云足少し縄のすもさ七尺ふ着（きゝまゝ）のとのもさ同ふ
一又云あゝざゝるサ九すふれ廣サ弐ふ二すへ（きゝ）
一又云きせ紅ぬのす法のすもさ二尺八す幅（の）ハ五幅小ゟ（ゟゞきゞ）けて

馬衣着ル時節不定寒キ此ヨリキスル之但十月ヨリ二月マデトモ云ト公方様御成次第ニ見ル

一又云ゟ〻あてのす法もさ一尺五すふ二のよすへ
ゟ〻おしいあへよすよへ
一又云せゟゝれす法のすもさ一尺五すふ廣サ八すふ
一又云ふさ〻のお覚れるす酒ゟ二尺二すふき八すふ柄の
長サ四尺八すゟ
一又云もいはゝしのもさ一尺一すふ柄もさ一尺五すふ
一又云馬ふぐちへもさ二尺ふ二切て指へ
一又云ゟ〻ゟけのふさ二尺八ふ之もさ八同ふゝ
一又云ちゝをのもさ七尺ふすゟ上のふ
一又云ゟすゟはゝのすゟ〻をこめて切へ〻すゟ上のふ
の入ゟゝとゝ四すゟふ二切へきゝまゟ

七寸ヲ切ル

一 又云ふさゝげにえの寸法のよき事ハセ
すにゝる〳〵
一 又云ふもれもサ九寸ヲ切ル
一 又云ふ〳〵やきう稼のゐ量ハきゝ〳〵あつき二ゐ
庵サ七ゐ二ゐもサ九寸ヲ切ル
一 又云すぐりふもれハ二寸ニまぐりのホハハ
すべきなり
一 又云ちうとうのもサ二尺ハすゝ庵サ一寸ヲ切ル
一 又云ぜんざいのかてハ(ゐう如キノ下ノ前カドニドウカヲニテスレル所ヲツヾミ紙革ノ1枚)
又云ちんちうれもサ一尺七寸二分なり

一 又云るゐハもサ一尺寸心せさ一尺三寸ニうさハすゝ
一 又云ふちう稼のす法海ゐう七寸ニすゝ庵ゐ
より上一尺ハすあげて法ゐべきなり
一 又云ぜんざい十三ゐ道具を能ゝこしらへて用意ゐべきこと
共も不同の法あまたハるゐ心得ゐて
在其内ゐれのゐ其ゐ
ゐれてハゐれゐふおゐゐ
病のるゐゐを寸尺の法ゐ
うゝ病おゐるへきや 惣る不
此外共

一 又云馬屋の号ハ七尺ニ寸ニすゝ柱ハ西ハ寸二分めん
をゐゝびゐちう稼共不板ゐ

一 又云ちからけりくせのちからは平ハ四寸二分長サ八寸ちゝ
二尺八寸也

一 又云鞍かけの高サ三尺六寸よこハ廣サ三尺二寸同さんハ
七ツ又ハ九ツ也

一 用害記云竹刀二尺八寸緒ハ四寸二分

一 又云鼻ねぢり 八寸子 ダノ事 一尺二寸緒ハ一尺二寸

一 又云すねたかけ長サ一尺二寸縄の尖め三十三なり

一 又云うしろおり長サ六寸二分

一 又云ろくし長サ六寸二分わり四寸歯ハ十一

一 又云菜漉し長サ菜うけ方四寸菜おち五分

一 又云爪ぬき流ちふときさ四寸二分かしら高ね二寸あまと六寸

一 又云爪ね刀四寸二分流かハ六寸

華金と云ハ厩の馬の三本八柱と

一 又云馬のつき板流き方八寸柄ハ五尺一寸

一 又云あしたる長サ一尺二寸ひろさ六寸両八寸

一 又云枚がミ高サ六寸口七六寸ねり五分流し六寸 折 長方二寸

一 又云たらひ高サ八寸口一尺三寸

一 又云さし弁高サ八寸横二尺一寸内内ゟ高さて又二寸つた
すへし

一 又云馬樽長サ高ふちへ鼻より尾迄へ至尾より四寸
たゝしてもちく切へし

一 又云馬屋の高ハ七尺五寸間なり

一 又云とぢ金(かな)柱の両八寸二分めんをとらびとち金長不板ヶ
一尺八寸ニ長へし

一 又云とぢ金よりひぢの高さ三尺六寸よ長へし

一 又云もくけのくさせのくさぐさ平八寸ニ分 長さ八寸
る二尺八寸
一 又云衣うけのくさ二尺二寸 同さん八七ツ
又ハ九ツ
一 又云かなもぐるさ二尺八寸
一 御内書ニ云法量ハ永正十七六廿一ヵ条廿カ七寸ヒラ
二寸ツカ九寸
一 又云同ウチ二寸三分四方工ノ分七寸
一 又云同板二尺二寸 ヨコ一尺五寸アツサ一寸二分
一 又云竹刀二尺五寸或ハ二尺 節ハ不定
一 又云薬筒一尺二寸 節ヨリ上四寸二分
一 又云馬舩ざし二尺 廣サ一尺七寸 深サ一尺二寸 厚サ八分

一 又云バリニシヤクエ五尺五寸口七寸 深サ八寸五分
一 又云蠅拂工二尺七寸馬ノ毛ノ分二尺斗
一 又云袋ニぐき二枚伏革ニ用之二枚ヲ一間ニ用之
右大概此分但定ル法儀者云之歟ハ私用也
一 伊勢常真記云鞍に柄をたてるハ左のごとくでよけるこ牛の角のいろもよくしたるハかるくて出入るよろし
負太云カラカサノ柄立ヲ鞍ニ有ル事 武家ノミ是ヲ用ルニアラス
公家ニモ用ラル也一条兼良公ノ桃花蕊葉ト云書ニ柄立ノ支見タリ
桃花蕊葉ニ八柄立装トアリ

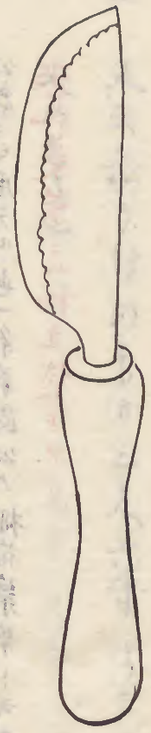

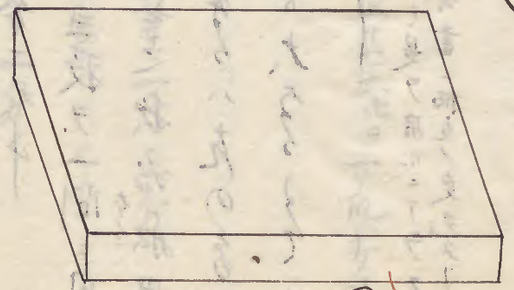

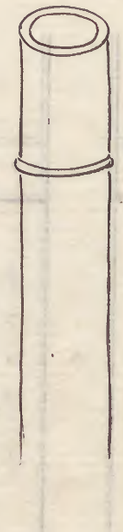

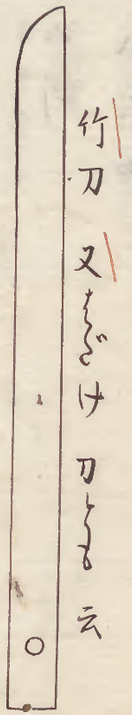

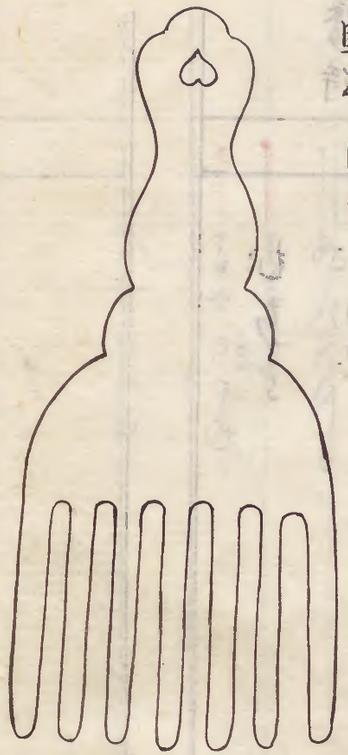

右ノ図式書ニ見エタリ

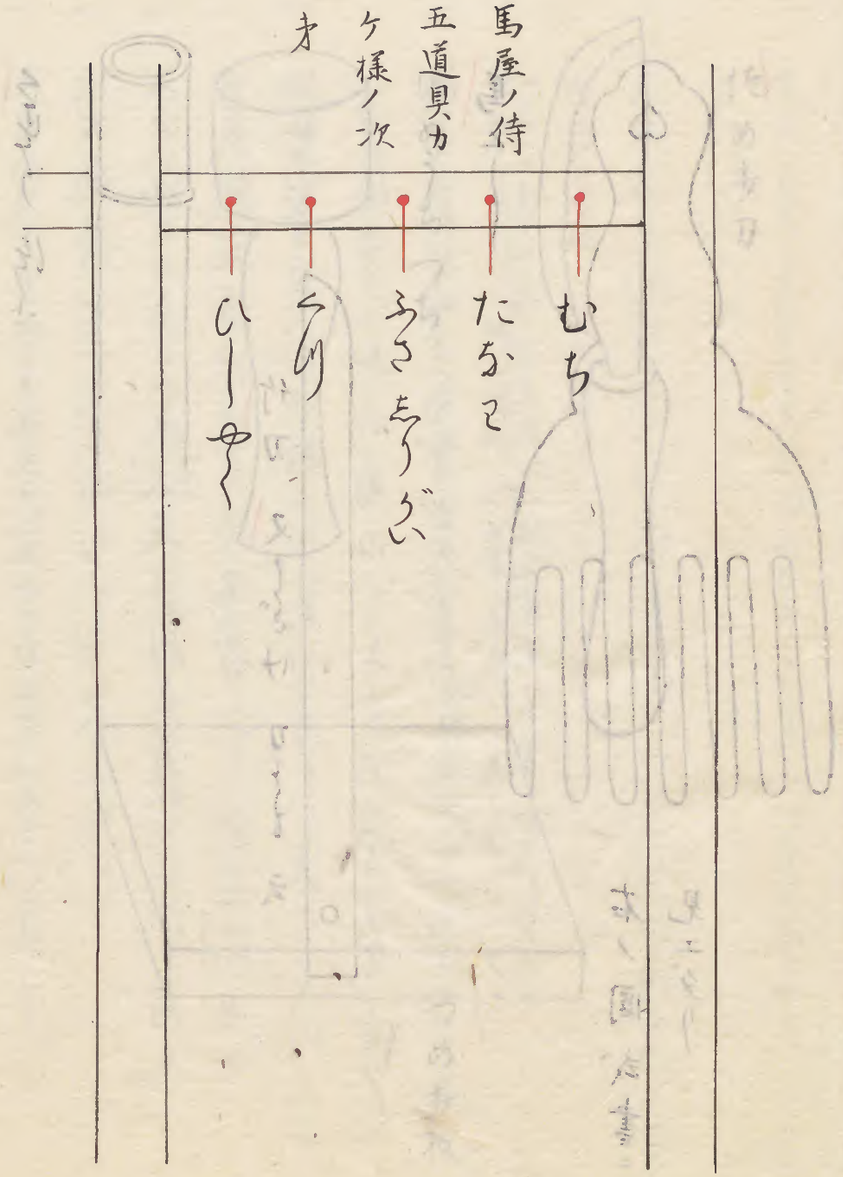
むち
たかこ
ふるもちぐい
くり
いしゃく
馬屋ノ侍
五道具カ
ケ様ノ次
才

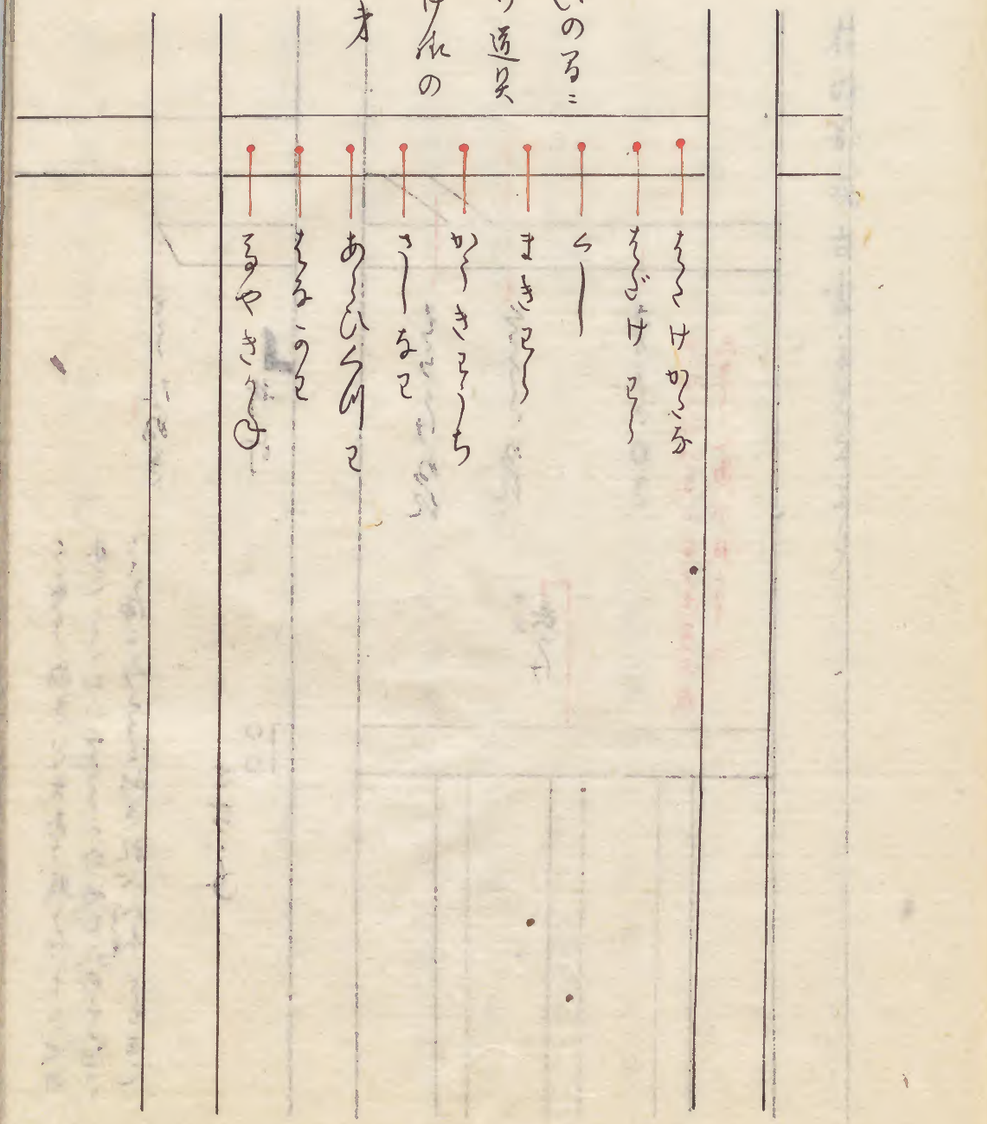
あいのるこ
九ツ迄矣
ケ様の
次才
くくけかくか
そぶけ そ
くー
まきそ
かきそちー
さーなこ
あーしくりこ
そこのこ
るやきそ

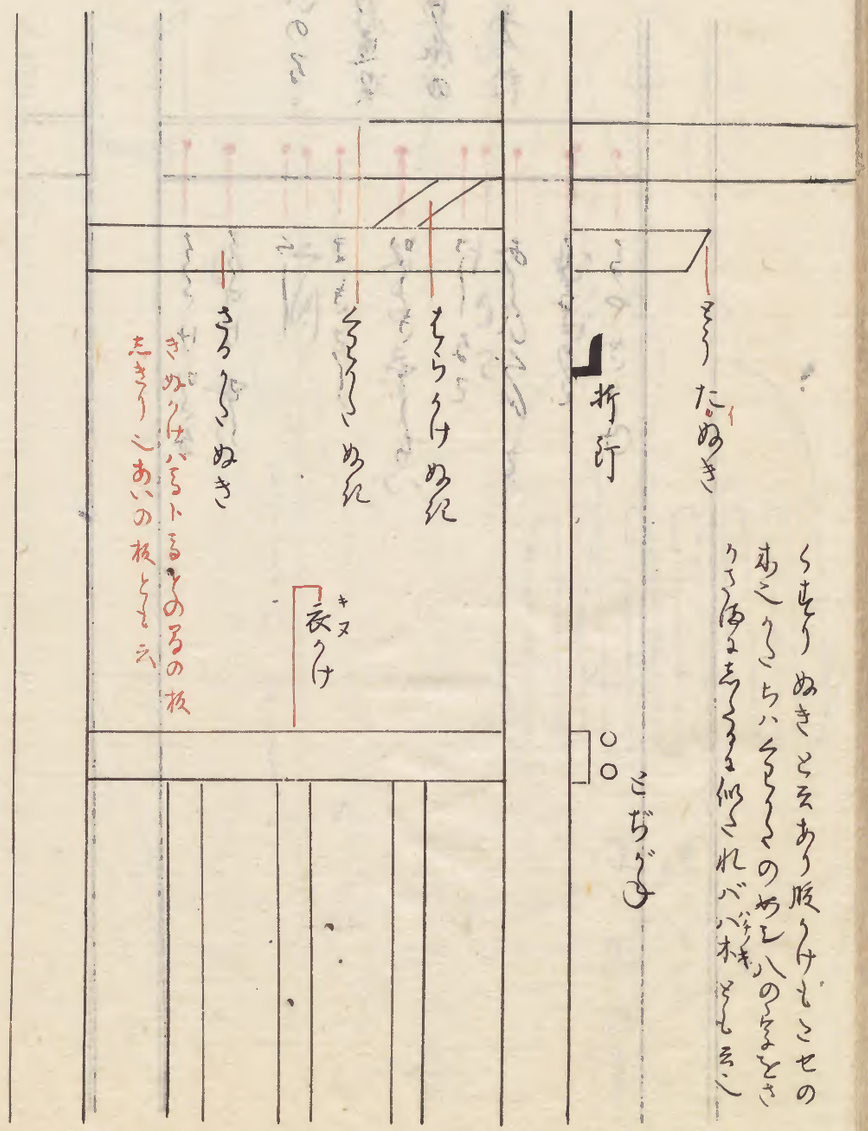

右の外或古書よりそうり

○

一 皮類 言志晩書云ゆきくさとかきてかたのもの
一 笠魚矢洪法記云ゆきくさと云ハ紋を手て紫斗
まろく深くものを云ふ南世ありて草と云ふ
一 蔽蔑 云草名一文（ヒトモン）と云ハ葛蒲草小かぎりて云ふ
（貝丈云紋一つ〳〵廣サのものを一文ト云ナリ）
一 軍陳聞書云志ゆきくさ 草ともかきて
豹の紋ありまたらを云ふ 中略 又たてもやりぶと
云ハ葛蒲くさりあるを云ふ
一 射筵 云ゆきんを筆 葉つくりみち
深くるを云ふ 南世面（オモテカハ）華（イ）と云ふ
一 諸書 南角抉云虎の皮ハさる豹の皮ハあがる
細川殿るごと虎の皮をハ川委よ豹ハ豹ハ

せうしぬなり

一 書札并雑々聞書云亀の皮ハ出来事に候也 豹の皮ハ
公方様御用にて出候事ハ御用なく候也

一 諸書当用抄云軍陣用うけ候也 皮たるへし 矢文云英
ふすへハ[illegible]
皮のすそ[illegible]

一 弓法秘書云師皮と云ハおすそ皮の土てのなき也
あるもの也 貞丈云此文ニ依て考レハ菜ニ染テ白ク文ヲ出したるハ師子の皮と云ふ 染たるをおして革と云
獅子の皮と云ハ獅子のかたちをおして革と云なり 又ハ定らぬ事也 文字の有と云
又は師子の形をうつしたる革にて 革と云ハ色有 又紋の有と云
革の名もあり 色もそへてあるなり
獅子を二ツ向に付たる形をえかく 革色にして染たる也

一 言書聞書云こうの革也 紋文云むかうの何革とそ
もすそう之 紋をそへて丸革と云なり

一 弓馬故実云ゆかけよせぬ皮の事ハおしつけ革

色ハおりて革とも云 黒皮のむらさきにある
皮の事之とかく菜革あいの紋の皮とて八せ
ぬる水まさ 又色ふすへなとハすへし [illegible]

一 鞍手書云薫草の色ふすへたてさ候也

一 射礼私記云薫紋と云ハよこ菖蒲こうしか紋と
云ハ黒菖蒲之

一 色紙矢次記云川目八幡よりすへ桐の紋の師革
三紋の菜科所 ちくし半ハ甲冑玉草なと
下用之師革と云ハ紋をよく 菜斗にて染たる
を云し あと世あるて革と云

一 射法拾遺抄云弓袋の事 中ごめんくわかハを
もちて赤き一寸ほとれをさんぶうかうこひ

如てうりなれの古サこ同
皮と云こ 真文云ウラ 飾シ 革ハ
てもろにいろと深てりゆうと
ゆりんまて波ま まりゆく汚めん革
革と

一

条〻皮書云素緻の帖と革の事 恵梅ま紋の
年ある紀氏雑革 ていふ
用し繁革ハ步酒うせて
ハ〻まれし〻 云を革 あ
及ハ冊波ゆゆひ 引きめ 革
さも あるくく紋 波文云メユヒト ハ今世カノコト云
起ナリ メユヒヲソメタル革 ヲ成
弓馬故実云ふるよ 鮫皮 手人 詳
破をくし〻 常よ ハ 梅庵又
なとの 皮如はりて すく

真文云或一本ニ 祐川 本の傍ニ
韋ノ字ニヨリタリ 韋ハクジカ

トヨム鹿ノ如ニシテ角ナシト字書ニ見タリ
子ツフトヨリ云ハ韋ノ一名紋俗語紋

一

今河大韋 ヲ云ヒ袋ハ初
地とて 萱深の 文の 皮
をて 用也 真文云此ヒ袋ハ蹴鞠ノ時ノ事ヲ云ヘリ
ア井白地ハ白キニ青ク文ヲ深出セルナリ

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

伊勢国之坐右書七巻首第一第
五近以遊民所蔵之本寫之第六七巻
者以武人之蔵本寫之第四巻
大納言紀朝臣家蔵者也
至十二月中旬遂書寫畢

千葉太郎五郎胤平

弘化二巳年二月七日以十束伝授之奥書
依田源十郎

伊勢貞丈坐右書
五冊以堤氏所藏之本寫之第六七卷
者以或人之藏本寫之最可為秘藏者也
天保十四年癸卯自九月上旬公私之暇漸
至十二月中旬遂書寫畢

千葉太郎左衛門宗庸

弘化二巳年三月七日以千葉氏所藏之本寫之

依田源十郎 命數

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

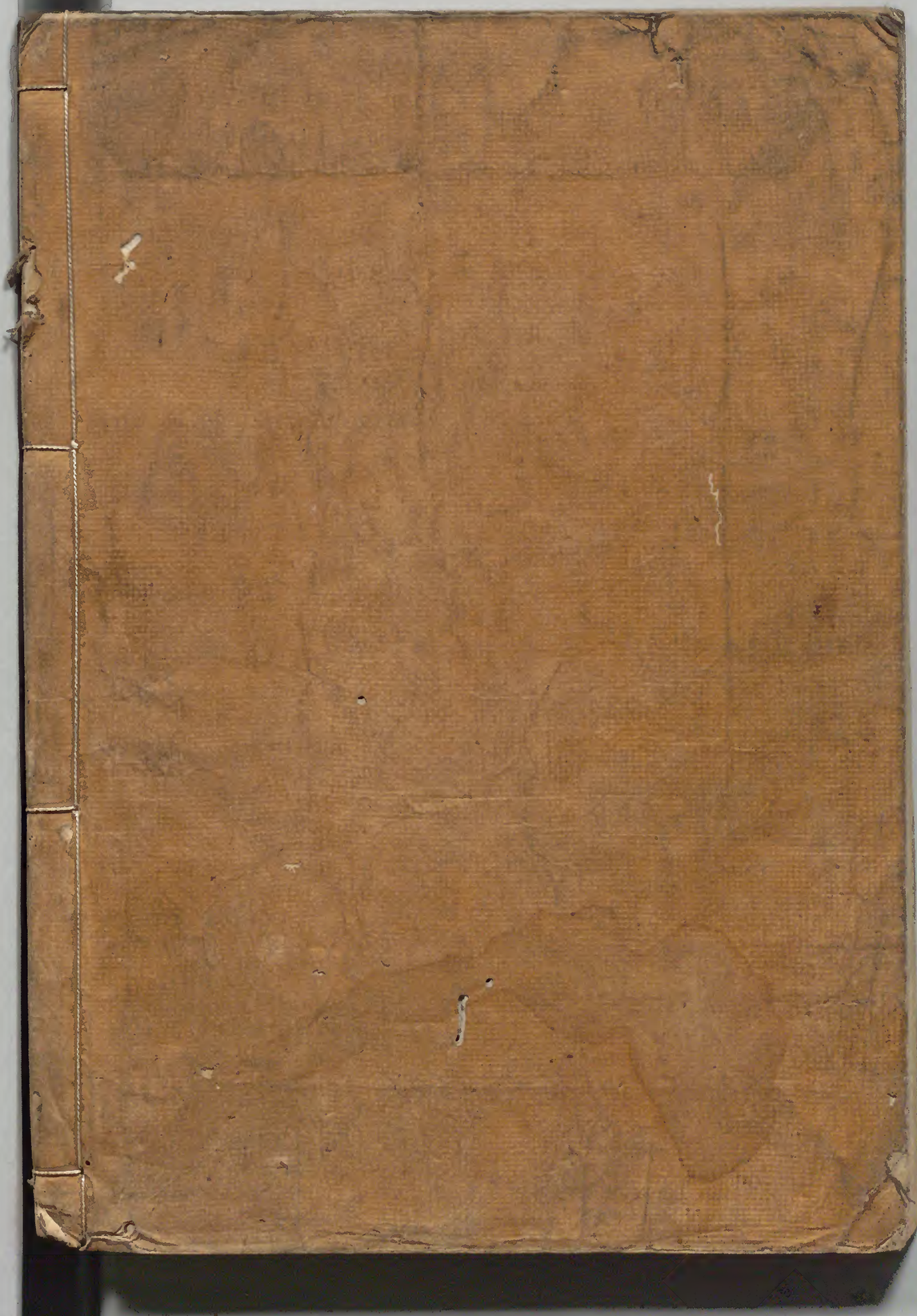

国立公文書館
National Archives of Japan